

## 第2節 平成25年度における業務実績評価の状況

平成25年度においては、国立公文書館等101の独立行政法人及び日本私立学校振興・共済事業団の助成業務について、通則法に基づく評価制度発足後12回目の業務実績の評価が実施された。また、86の国立大学法人と4つの大学共同利用機関法人について、国立大学法人法に基づく9回目の業務実績の評価が実施された。さらに、日本司法支援センターについて、総合法律支援法に基づく7回目の業務実績の評価が実施された。

### 1 府省評価委員会等による業務実績評価の状況

#### (1) 評価活動の概要

府省評価委員会では、平成25年6月末までに、102法人から24年度の業務実績報告書の提出を、また、24年度末に中期目標期間が終了した27法人から当該中期目標期間の業務実績報告書の提出を受け、いずれもほぼ8月下旬までに評価結果を取りまとめ、これを各法人及び政策評価・独立行政法人評価委員会に通知した。また、日本司法支援センター評価委員会においては、6月末までに24年度の業務実績報告書の提出を受け、8月下旬に評価結果を法人及び政策評価・独立行政法人評価委員会に通知した。国立大学法人評価委員会においても、6月末までに24年度の業務実績報告書の提出を受け、11月上旬に24年度の業務に係る評価結果を各法人及び政策評価・独立行政法人評価委員会に通知した。これらの審議の内容や評価の結果については、各府省のホームページ等において公表されている(法人ごとの評価の結果の概要は、第2部第2節3「業務実績評価結果の概要」を参照)。

なお、平成25年度に中期目標期間が終了する14の独立行政法人を所管する7つの府省においては、これらの独立行政法人等の中期目標期間終了時における主務大臣の検討に当たり、それぞれ、当該府省に置かれている府省評価委員会の意見を聴いている。

#### (2) 評価基準等

独立行政法人の業務実績の評価については、「中央省庁等改革の推進に関する方針」(平成11年4月27日中央省庁等改革推進本部決定)により、府省評価委員会が設定する「客観的な評価(例えば、中期目標の達成度合に応じた数段階評価)基準による」こととされている。

府省評価委員会では、同方針及び通則法における評価に関する諸規定を踏まえ、所管する法人ごと又は所管するすべての法人に共通の具体的な評価の方針・方法、評価の観点等を定めた評価基準を策定している。また、日本司法支援センター評価委員会及び国立大学法人評価委員会においても、同様の評価基準を策定している。

各評価基準の内容については、法人の業務の性格等により異なる点があるものの、基本的な考え方は類似している。各評価基準は、まず、各事業年度における業務実績の評価基準と中期目標の期間における業務実績の評価基準とに区分されている。また、独立行政法人等の業務実績の評価については、それぞれに評価対象等が定められており、各事業年度における業務実績の評価の場合、中期計画に定めた項目ごとの業務の進捗状況等を評価するいわゆる「項目別評価」と、項目別評価等を勘案して法人の業務全体を総合的に評価するいわゆる「総合評価」とに区別されているものが多い。さらに、項目別評価については、業務の達成状況に応じて数段階の評定の中から評定を付する段階別の評価方法を採用するものが多いが、総合評価については、数段階の評定の中から評定を付する評価方法を採用するもの(「順調」、「要努力」や「相当程度の実践的な努力が認められる」などの評価方法を採用するものを含む。)と記述式により評価結果を記述するものとに分かれている(図表43

参照)。

なお、中期目標の期間における業務の実績についての評価基準についても、おおむね各事業年度における業務の実績の評価と同様としている場合が多い。

図表 43. 各府省評価委員会の年度評価に係る評価基準(手法)の概要

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
内閣府独立行政法人評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 年度計画の項目等に即し4段階評価。</li> <li>• 委員の協議により、特に優れた業務実績を挙げていると判断された場合には、A+評価を行うことが可能。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▫ 定量的な指標が設定されている評価項目の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>A: 中期計画の達成に向け業務が順調に実施されている。</li> <li>B: 中期計画の達成に向け業務がおおむね順調に実施されている。</li> <li>C: 中期計画の達成に向け業務が順調に実施されているとはいえない。</li> <li>D: 中期計画の達成に向け業務がほとんど実施されていない。</li> </ul> </li> <li>▫ 委員の協議により評価するとされている評価項目の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>A: 満足のいく実施状況</li> <li>B: ほぼ満足のいく実施状況</li> <li>C: やや満足のいかない実施状況</li> <li>D: 満足のいかない実施状況</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>• 各項目の自己評価がC又はDの場合には、業務運営の改善措置を明示。</li> </ul>	<p><b>記述式</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 項目別評価結果等を総合し、当該事業年度における実績全体について、自主改善努力等中期計画及び年度計画に掲げられていない事項も含めて行う。必要に応じ、業務運営の改善その他勧告すべき内容を記述する。</li> </ul>
総務省独立行政法人評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 個々の項目ごとに実施状況を中期目標、中期計画に照らして、 <ul style="list-style-type: none"> <li>AA: 中期目標を大幅に上回って達成</li> <li>A : 中期目標を十分達成</li> <li>B : 中期目標を概ね達成</li> <li>C : 中期目標をある程度達成しているが改善の余地がある</li> <li>D : 中期目標を下回っており大幅な改善が必要</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 独立行政法人の任務達成に向けた、事業の実施、財務、人事に係るマネジメント等について、それぞれの観点から評価。</li> <li>• 項目別の評価の結果等を総合し、独立行政法人全体について評価。</li> </ul>
外務省独立行政法人評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 中期計画に定められた項目ごとに評定項目を設定し、次の5段階評定を行うことを基本とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ: 中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画を大きく上回って順調であり、特に優れた実績を挙げている。</li> <li>ロ: 中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画を上回って順調であり、優れた実績を挙げている。</li> <li>ハ: 中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画通り順調である。</li> <li>ニ: 中期計画等の実施状況が当該事業年度において計画に対してやや順調でない。</li> <li>ホ: 中期計画等の実施状況が当該事業年度において順調でない。</li> </ul> </li> </ul>	<p><b>記述式</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 項目別評定の結果を踏まえ、法人の業務全体について、総合的な観点から、その実績及び改善の方向性等の指摘事項、その他の意見等を記述式により評価する。</li> </ul>
財務省独立行政法人評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 中期計画に定められた項目ごとに、以下の5段階評価を基本とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>A+: 中期計画の実施状況が当該事業年度において極めて順調。</li> <li>A: 中期計画の実施状況が当該事業年度において順調。</li> <li>B: 中期計画の実施状況が当該事業年度においておおむね順調。</li> <li>C: 中期計画の実施状況が当該事業年度においてやや順調でない。</li> <li>D: 中期計画の実施状況が当該事業年度において順調でなく、業務運営の改善等が必要。</li> </ul> </li> <li>• 評価は、5段階を基本とするが、法人の業務の特性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 項目別評価の結果を踏まえ、法人の業務全体について、総合的な観点から、その実績を記述式により評価する。</li> <li>• 当該評価を下すに至った理由を付記するとともに、必要に応じ、指摘事項についても記述する。</li> </ul>

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<p>や評価項目の性質に応じ、段階の追加・簡素化、又は適切な評価の文言を用いることも可能。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>客観的な評価基準の設定が困難な項目については、委員の協議により評価。</li> </ul> <p>評価に併せ、改善すべき事項、目標設定の妥当性、法人の業務の特性や評定項目の性質に応じて評価に際して留意した事項等があれば付記する。</p>	
<p>文部科学省独立行政法人評価委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中期計画の個々の事項ごとに、当該事業年度における中期計画の実施状況について段階的評定を行う。段階的評定を行う際の各段階別評定の達成度の目安については、次の考え方とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>S: 特に優れた実績を上げている。(法人横断的基準は事前に設けず、法人の業務の特性に応じて評定を付す。)</li> <li>A: 中期計画通り、または中期計画を上回って履行し、中期目標に向かって順調に、または中期目標を上回るペースで実績を上げている。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が100%以上)</li> <li>B: 中期計画通りに履行しているとは言えない面もあるが、工夫や努力によって、中期目標を達成し得ると判断される。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70%以上100%未満)</li> <li>C: 中期計画の履行が遅れており、中期目標達成のためには業務の改善が必要である。(当該年度に実施すべき中期計画の達成度が70%未満)</li> <li>F: 評価委員会として業務運営の改善その他の勧告を行う必要がある。(客観的基準は事前に設けず、業務改善の勧告が必要と判断された場合に限りFの評定を付す。)</li> </ul> </li> <li>各法人の項目別評価の結果を俯瞰するため、各法人でほぼ共通となっている、項目別評価の大項目について、次の考え方を基本とし、段階的評定を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>業務運営の効率化に関する目標を達成するために取るべき措置</li> <li>国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置</li> <li>財務内容の改善に関する目標を達成するために取るべき措置 等</li> </ul> </li> <li>評定に当たっては、定量的な指標を用いる等して、原則、検証可能となるよう客観的かつ具体的な評定基準を設定することを基本とする。定性的な評価基準を設定する際にも、定量的な指標を補完的に用いる等により、検証可能となるよう客観的かつ具体的な評定基準の設定に努める。</li> <li>複数の評価項目、指標を組み合わせて評定を行うことも可能とする。</li> <li>評定に併せ、改善すべき項目、目標設定の妥当性等の留意事項を記述する。</li> </ul>	<p><u>記述式</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>項目別評価を総括する全体評価として、 <ul style="list-style-type: none"> <li>評価結果の総括</li> <li>各事業年度の評価結果を踏まえた、事業計画及び業務運営等に関して取るべき方策(改善のポイント)(評価結果に至った原因分析について明確に記載。また、独立行政法人の制度・運用上の隘路があれば、積極的に記載)</li> <li>特記事項(総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の2次評価や中期目標期間終了時の見直し作業についての対応等)について記述する。</li> </ul> </li> </ul>
<p>厚生労働省独立行政法人評価委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中期計画の個別項目ごとの進捗状況に応じ、以下の判定基準に基づく5段階評価とし、原則としてその理由を付記するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>S: 中期計画を大幅に上回っている。</li> <li>A: 中期計画を上回っている。</li> <li>B: 中期計画に概ね合致している。</li> <li>C: 中期計画をやや下回っている。</li> <li>D: 中期計画を下回っており、大幅な改善が必要。</li> </ul> </li> </ul>	<p><u>記述式</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民の視点に立って、独立行政法人の社会に対する中長期的な役割に配慮しつつ、次のような観点から中期目標の達成度について評価する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>法人の設立目的に照らし、業務により得られた成果が国民生活の保障及び向上並びに経済の発展にどの程度寄与するものであったか。</li> <li>法人が効率性、有効性等の観点から適正に業務を実施したかどうか。</li> </ul> </li> </ul>

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
農林水産省独立行政法人評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>各法人に統一的な評定区分はなく、法人別に基準が定められている(下記参照)。ただし、いずれも、小項目を集計して中項目の評定を行い、中項目を集計して大項目の評定を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各法人に統一的な評定区分はなく、法人別に基準が定められている(下記参照)。</li> </ul>
	<p>○農林水産消費安全技術センター</p> <p>① 定量的に定められている項目の評価  中期計画等で定量的な数値が設定されている場合は、原則としてその数値を中期目標の期間(5年間)で除して得られた数値(年度ごとの目標値が設定されている場合は、その数値)を目標値として、次の考え方をベースに基準を策定し、評価を行う。</p> <p>ただし、中期目標期間途中において数値の達成度合による評価が困難な場合には、中期目標期間終了前事業年度までの評価は②により行うものとし、中期目標期間終了事業年度において次の5段階で行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「～以上」等の記述となっている項目 <ul style="list-style-type: none"> <li>S: 目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた</li> <li>A: 目標値に対して、100%以上の達成度合</li> <li>B: 目標値に対して、70%以上～100%未満の達成度合</li> <li>C: 目標値に対して、70%未満の達成度合</li> <li>D: 目標値に対して、70%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</li> </ul> </li> <li>上記以外の項目 <ul style="list-style-type: none"> <li>S: 目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた</li> <li>A: 目標値に対して、90%以上の達成度合</li> <li>B: 目標値に対して、50%以上～90%未満の達成度合</li> <li>C: 目標値に対して、50%未満の達成度合</li> <li>D: 目標値に対して、50%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</li> </ul> </li> </ul> <p>② 定性的に定められている項目の評価  S: 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた  A: 順調に進んでいる  B: 概ね順調に進んでいる  C: 不十分又は問題あり  D: 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</p> <p>※評価項目によっては、SABCDの基準の表現が若干異なる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合評価は、中項目別の評価結果の積み上げにより行うものとする。その際、各中項目につきS:3点、A:2点、B:1点、C:0点、D:-1点の区分により中項目の評価結果を点数化した上で、大項目については、下記によりA、B、Cの3段階評価を行うものとする。併せて、当該評価を下すに至った経緯、中期計画等に記載されている事項以外の業務等特筆すべき事項についても記載する。</li> <li>ただし、A評価とした場合には、各中項目の達成状況及びその他の要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合には、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</li> <li>なお、S評価及びD評価とした場合には、その理由を明記するものとする。</li> </ul> <p>A: 満点×9/10 ≤ 各中項目の合計点  B: 満点×5/10点 ≤ 各中項目の合計点 &lt; 満点×9/10  C: 各中項目の合計点 &lt; 満点×5/10点</p> <p>※「満点」とは、「中項目の数×2点」とし、「合計点」とは、「当該大項目に属する各中項目の点数の合計点」とする。</p>
	<p>○種苗管理センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定量的に定められている項目の評価  中期計画等で定量的な数値が設定されている場合は、原則としてその数値を中期目標の期間(5年間)で除して得られた数値(年度ごとの目標値が設定されている場合は、その数値)を目標値として、次の考え方をベースに基準を策定し、評価を行う。</li> <li>「～以上」等の記述となっている項目 <ul style="list-style-type: none"> <li>S: 目標値に対して、100%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた</li> <li>A: 目標値に対して、100%以上の達成度合</li> <li>B: 目標値に対して、90%以上～100%未満の達成度合</li> <li>C: 目標値に対して、90%未満の達成度合</li> <li>D: 目標値に対して、90%未満の達成度合であ</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各項目ごとの評価を踏まえつつ、当該評価を行うに至った経緯や特殊事情、中期目標や中期計画に記載されている事項以外の業績その他の特筆すべき事項等も総合的に勘案して、評価を行うものとする。</li> </ul>

評価委員会 名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<p>り、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□「～程度」等の記述となっている項目 <ul style="list-style-type: none"> <li>S: 目標値に対して、90%以上の達成度合であり、かつ、特に優れた成果が認められた</li> <li>A: 目標値に対して、90%以上の達成度合</li> <li>B: 目標値に対して、80%以上～90%未満の達成度合</li> <li>C: 目標値に対して、80%未満の達成度合</li> <li>D: 目標値に対して、80%未満の達成度合であり、かつ、その要因は法人の不適切な運営にあった</li> </ul> </li> <li>• 定性的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>S: 順調に進んでおり、かつ、特に優れた成果が得られた</li> <li>A: 順調に進んでいる</li> <li>B: 概ね順調に進んでいる</li> <li>C: 不十分又は問題あり</li> <li>D: 不十分又は問題があり、かつ、その要因は法人の不適切な業務運営にあった</li> </ul> </li> </ul> <p>※評価項目によっては、SABCDの基準の表現が若干異なる。</p>	
	<p>○家畜改良センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 定量的指標の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>□例:「○○程度」と目標が設定されている場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>S: 数値の達成度が90%以上であって、特に優れた成果が得られた</li> <li>A: 数値の達成度が90%以上</li> <li>B: 数値の達成度が50%以上90%未満</li> <li>C: 数値の達成度が50%未満</li> <li>D: 数値の達成度が50%未満であって、その要因が法人の不適切な業務運営にあった</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>• 定性的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>S: 計画を大きく上回り、優れた成果が得られた</li> <li>A: 計画どおり順調に実施された</li> <li>B: 概ね計画どおり順調に実施された</li> <li>C: 計画どおり実施されなかった</li> <li>D: 計画どおり実施されず、その要因が法人の不適切な業務運営にあった。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 項目別評価の結果を踏まえつつ、当該評価を行うに至った経緯や特殊事情、中期目標等に記載されている事項以外の業績、S評価の有無・内容、それぞれの項目の機関としての業務に占める重要性等の特筆すべき事項等も総合的に勘案して、原則として、次の3段階評価を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>A: 計画どおり実施された又は計画を上回り実施された</li> <li>B: 概ね計画どおり実施された</li> <li>C: 計画どおり実施されなかった</li> </ul> </li> <li>• 上記の評価の結果、A評価となった場合は、各大項目の達成状況及びその要因を分析し、必要に応じS評価とすることができる。また、C評価とした場合は、要因を分析し、必要に応じD評価とすることができる。</li> </ul>
	<p>○農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所、国際農林水産業研究センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>S: 計画を大幅に上回る業績が挙げている</li> <li>A: 計画に対して業務が順調に進捗している</li> <li>B: 計画に対して業務の進捗がやや遅れている</li> <li>C: 計画に対して業務の進捗が遅れている</li> <li>D: 計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている</li> </ul>	<p>機関の総合評価は、各評価単位の評価結果と研究機関としての使命を踏まえた特筆すべき業績(学術的・社会的インパクトの大きさ)等を総合的に勘案して行うとともに、当該評価を下すに至った理由を記述し、併せて必要に応じ、業務内容の改善に関する勧告を記述するものとする。</p>
	<p>○森林総合研究所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>s: 中期計画を大幅に上回り業務が進捗している(達成割合が120%以上)</li> <li>a: 中期計画に対して業務が順調に進捗している(達成割合が90%以上120%未満)</li> <li>b: 中期計画に対して業務の進捗がやや遅れている(達成割合が60%以上90%未満)</li> <li>c: 中期計画に対して業務の進捗が遅れている(達成割合が30%以上60%未満)</li> <li>d: 中期計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている(達成割合が30%未満)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 総合評価は、全ての評価単位を対象として、達成割合を算出し、その結果を基本として評価を行うこととする。</li> <li>• なお、S評定又はD評定と判断した場合には、評価シートに判断した理由等を明記する。</li> </ul>

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<p>○水産大学校及び水産総合研究センター</p> <p>S:計画を大きく上回って業務が進捗している  A:計画に対して業務が順調に進捗している  B:計画に対して業務の進捗がやや遅れている  C:計画に対して業務の進捗が遅れている  D:計画に対して業務の進捗が大幅に遅れている</p> <p>□ 定量的評価指標が設定されている場合  S:数値の達成度合いが 120%以上  A:数値の達成度合いが 80%以上 120%未満  B:数値の達成度合いが 60%以上 80%未満  C:数値の達成度合いが 30%以上 60%未満  D:数値の達成度合いが 30%未満</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 各大項目の評価結果及び次に掲げる事項等を総合的に勘案して、5段階で評価を行う。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① S評価の有無・内容</li> <li>② 財務諸表の内容</li> <li>③ 業務運営の効率化への取組状況</li> <li>④ 中期計画に記載されている事項以外の特筆すべき業績</li> <li>⑤ 災害対策等緊急的業務への対応状況</li> </ol> </li> </ul>
	<p>○農畜産業振興機構</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 定量的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 数値目標が「以上」又は「少なくとも」等と定められている場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>a:数値の達成度合いが 100%以上</li> <li>b:数値の達成度合いが 70%以上 100%未満</li> <li>c:数値の達成度合いが 70%未満</li> </ol> </li> <li>□ 数値目標が上記以外の方法により設定されている場合、達成度の範囲は異なっている。</li> </ul> </li> <li>• 定性的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 段階的な評価を行うことが適切な場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>a:設定した指標が達成された</li> <li>b:設定した指標が概ね達成された</li> <li>c:設定した指標が達成されなかった</li> </ol> </li> <li>□ 段階的な評価を行うことが不適切な場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>a:設定した指標が達成された</li> <li>c:設定した指標が達成されなかった</li> </ol> <p>ただし、a評価の小項目について、達成率等によりs評価とすることができる。また、c評価とした場合、必要に応じd評価とすることができる。</p> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 中項目の評価結果について集計し、3段階評価を行う。ただし、必要に応じ、A評価をS評価に、C評価をD評価にすることができる。</li> </ul>
	<p>○農業者年金基金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 定量的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 数値目標が「以上」又は「少なくとも」とされている場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>a:数値の達成度合いが 100%以上</li> <li>b:数値の達成度合いが 70%以上 100%未満</li> <li>c:数値の達成度合いが 70%未満</li> </ol> </li> <li>□ 上記以外の場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>a:数値の達成度合いが 90%以上</li> <li>b:数値の達成度合いが 50%以上 90%未満</li> <li>c:数値の達成度合いが 50%未満</li> </ol> </li> </ul> </li> <li>• 定性的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 段階的な評価を行うことが適切な場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>a:設定した指標が達成された</li> <li>b:設定した指標が概ね達成された</li> <li>c:設定した指標が達成されなかった</li> </ol> <p>ただし、a評価の小項目について、達成状況等によりs評価とすることができる。また、c評価とした場合、必要に応じd評価とすることができる。</p> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 大項目の評価結果について集計し、3段階評価を行う。ただし、必要に応じ、A評価をS評価に、C評価をD評価にすることができる。</li> </ul>
	<p>○農林漁業信用基金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 定量的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 数値目標が「以上」又は「少なくとも」等と定められている場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>A:数値の達成度合いが 100%以上</li> <li>B:数値の達成度合いが 70%以上 100%未満</li> <li>C:数値の達成度合いが 70%未満</li> </ol> </li> <li>□ 数値目標が上記以外の方法により設定されている場合、達成度の範囲は異なっている。</li> </ul> </li> <li>• 定性的に定められている項目の評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 段階的な評価を行うことが適切な場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>A:設定した指標が達成された</li> <li>B:設定した指標が概ね達成された</li> </ol> </li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 中項目の評価結果について集計し、特筆すべき業績等を総合的に勘案して3段階評価を行う。ただし、必要に応じ、A評価をS評価に、C評価をD評価にすることができる。</li> </ul>

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<p>C:設定した指標が達成されなかった</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 段階的な評価を行うことが不適切な場合</li> </ul> <p>A:設定した指標が達成された</p> <p>C:設定した指標が達成されなかった</p> <p>必要に応じ、達成状況その他の要因を分析し、A評価をS評価に、C評価をD評価にすることができる。</p>	
<p>経済産業省独立行政法人評価委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 委員会における年度評価は、次の①～③の3項目を評価項目の基本とし、必要に応じ④を追加する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</li> <li>② 業務運営の効率化に関する事項</li> <li>③ 財務内容の改善に関する事項</li> <li>④ その他業務運営に関する重要事項</li> </ul> </li> <li>• 委員会は、法人横断的な評価を実施する。以下の項目については、毎年実施する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①業務の効率的な実施の観点から、一般競争入札の範囲の再検討等、適正な契約形態の選択が行われているか。契約に関する情報公開は適切に実施されているか。</li> <li>②役職員の給与等の水準は適正か。</li> <li>③資産(出資を含む)は有効に活用されているか。</li> <li>④欠損金、剰余金の適正化に向けた努力が行われているか。</li> <li>⑤リスク管理債権の適正化に向けた努力が行われているか。</li> </ul> </li> <li>• 各項目の評価は、次の5段階評価を行うこととする。評価に当たっては、標準的に達成された場合をBとすることを基本とし、評価項目ごとにBとなる基準を予め明示するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>AA:法人の実績について、質・量の両面において中期計画を超えた極めて優れたパフォーマンスを実現。</li> <li>A:法人の実績について、質・量のどちらか一方において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現。</li> <li>B:法人の実績について、質・量の両面において中期計画を着実に達成。</li> <li>C:法人の実績について、質・量のどちらか一方において中期計画に未達、もしくは、法人の業務運営に当たって問題となる事象が発生。</li> <li>D:法人の実績について、質・量の両面において中期計画に大幅に未達、もしくは、法人の業務運営に当たって重大な問題となる事象が発生。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 委員会は、各評価項目に以下の評価比率を配分し、各評点を合算して総合評価を行う。(①については、分割して算定した評点をまとめて直接合算を行う。) <ul style="list-style-type: none"> <li>① 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項:60～70%</li> <li>② 業務運営の効率化に関する事項:15%</li> <li>③ 財務内容の改善に関する事項:15%</li> <li>④ その他業務運営に関する事項:0～10%</li> </ul> </li> <li>• 評点は、AA=5、A=4、B=3、C=2、D=1とし、それぞれの評価比率を掛け合わせて合算し、以下の通り総合評価を算出する。合算された評点をXとすると、 <ul style="list-style-type: none"> <li>AA:4.5&lt;X≤5.0</li> <li>A :3.5&lt;X≤4.5</li> <li>B :2.5&lt;X≤3.5</li> <li>C :1.5&lt;X≤2.5</li> <li>D :1.0≤X≤1.5</li> </ul> </li> <li>委員会は、必要があると認めるときは、法人に対し、業務運営の改善その他の勧告を行う。</li> </ul>
<p>国土交通省独立行政法人評価委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 年度業務実績報告の各項目ごとに、中期目標の達成に向けた中期計画の実施状況について検討し、段階的評定を行う。評価の段階数については、5段階を基本とし、各法人の業務の特性を踏まえて設定しうるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>SS:中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。</li> <li>S :中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。</li> <li>A :中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。</li> <li>B :中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。</li> <li>C :中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。</li> </ul> </li> <li>• 各項目ごとに、中期計画の実施状況の認定結果及びその理由を明記するとともに、必要な場合には意見を付すこととする。特に、SSをつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを明確に記述するものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 個別項目の認定結果から、当該年度の業務の実施状況全体を概観するため、各評定ごとの項目数の分布状況を示すこととする。</li> <li>• 法人の業務全体について、業務運営評価による評定を踏まえ、総合的な視点から、法人の業務の実績、業務の改善に向けた課題・改善点、業務運営に対する意見等を記述式により、当該法人の評価の要点、法人の業務実績の全体像が明確になるようにする。</li> <li>• なお、中期計画に掲げられている事項以外で特記すべき法人の自主的な努力があれば、当該事項も含めて総合的に評価する。</li> <li>• 業務運営評価により算出された段階的評価の評定及び記述による業務全体に対する評価を踏まえ、総合的な評定を行う。評定は、5段階(SS、S、A、B、C)により行う。</li> </ul>

評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要																								
環境省独立行政法人評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>中期目標に定められている事項別に、当該事業年度における実施状況を評価する。具体的には、評価項目ごとに掲げる「評価の方法、視点等」を考慮して行い、この評価項目ごとの評価を踏まえて、当該事項全体の評価を行うものとする。</li> <li>各事業年度に係る業務の実績に関する評価は、以下の評価基準に基づいて行う。 (注)評価に当たっては、その理由、根拠等を附すものとする。 S: 中期目標の達成に向け、特に優れた成果をあげている。 A: 中期目標の達成に向け、適切に成果をあげている。 B: 中期目標の達成に向け、概ね適切に成果をあげている。 C: 中期目標の達成に向け、業務の進捗がやや遅れており、改善すべき点がある。 D: 中期目標の達成に向け、大幅な改善が必要である。</li> <li>国立環境研究所の研究業務の評価は、研究所において実施する外部専門家による研究評価結果も積極的に活用。</li> <li>法人横断の事項として、契約、給与水準・総人件費改革、保有資産、内部統制、当期総利益(又は当期総損失)、剰余金・欠損金、関連法人(国立環境研究所)、債権管理(環境再生保全機構)について評価。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合評価は、事項別の評価結果を、別表1により評点に換算し、部会において別途定める法人毎の業務実績の評価基準で定める評価比率にしたがって加重平均して平均評点を求め、その結果を別表2に照らし合わせて評価を行うものとする。</li> <li>上記方法により勘案し難い特段の事由がある場合には、理由を付することにより、平均評点を加減できるものとする。 (別表1)</li> </ul> <table border="1" data-bbox="890 461 1187 645"> <thead> <tr> <th>項目評価</th> <th>評点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(別表2)</p> <table border="1" data-bbox="868 703 1281 887"> <thead> <tr> <th>平均評点(X)</th> <th>総合評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><math>4.5 &lt; X</math></td> <td>S</td> </tr> <tr> <td><math>3.5 &lt; X \leq 4.5</math></td> <td>A</td> </tr> <tr> <td><math>2.5 &lt; X \leq 3.5</math></td> <td>B</td> </tr> <tr> <td><math>1.5 &lt; X \leq 2.5</math></td> <td>C</td> </tr> <tr> <td><math>1.0 \leq X \leq 1.5</math></td> <td>D</td> </tr> </tbody> </table>	項目評価	評点	S	5	A	4	B	3	C	2	D	1	平均評点(X)	総合評価	$4.5 < X$	S	$3.5 < X \leq 4.5$	A	$2.5 < X \leq 3.5$	B	$1.5 < X \leq 2.5$	C	$1.0 \leq X \leq 1.5$	D
項目評価	評点																									
S	5																									
A	4																									
B	3																									
C	2																									
D	1																									
平均評点(X)	総合評価																									
$4.5 < X$	S																									
$3.5 < X \leq 4.5$	A																									
$2.5 < X \leq 3.5$	B																									
$1.5 < X \leq 2.5$	C																									
$1.0 \leq X \leq 1.5$	D																									
原子力規制委員会独立行政法人評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下の点など、政策評価・独立行政法人評価委員会(以下「政独委」という。)から示された、独立行政法人に共通的な評価の視点として示された事項や過年度の事業年度評価に対する政独委の意見等を踏まえることとする。 ・法人の業務に係る政策目的を踏まえて、その業績を評価する。 ・評価に際しては、常に、効率性、生産性等の向上による業績の増進、業務の対象となる国民に対するサービスの質の向上を志向する。 ・法人の業務の内容、業績の分析とそれに基づく評価、課題と展望を国民に分かりやすく説明することにより、法人業務に対する国民の理解を深めることを志向する。</li> <li>各項目の評価は、S、A、B、C、Dの5段階で行うこととし、それぞれの達成度の目安については、以下の通りとする。 S: 中期計画の達成に向け、特に優れた成果をあげている。 A: 中期計画の達成に向け、優れた成果をあげている。 B: 中期計画の達成に向け、適切に成果をあげている。 C: 中期計画の達成に向け、業務の進捗がやや遅れており、改善すべき点がある。または、法人の業務運営に問題がある。 D: 中期計画の達成に向け、業務の進捗が遅れており、大幅な改善が必要である。または、法人の業務運営に重大な問題がある。 評価に当たっては、その理由、根拠等を付すものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合評価は、事項別の評価結果を、別表1により評点に換算し、部会において別途定める法人毎の業務実績の評価基準で定める評価比率にしたがって加重平均して平均評点を求め、その結果を別表2に照らし合わせて評価を行うものとする。</li> <li>上記方法により勘案し難い特段の事由がある場合には、理由を付することにより、平均評点を加減できるものとする。 (別表1)</li> </ul> <table border="1" data-bbox="890 1249 1187 1433"> <thead> <tr> <th>項目評価</th> <th>評点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(別表2)</p> <table border="1" data-bbox="868 1491 1281 1675"> <thead> <tr> <th>平均評点(X)</th> <th>総合評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><math>4.5 &lt; X</math></td> <td>S</td> </tr> <tr> <td><math>3.5 &lt; X \leq 4.5</math></td> <td>A</td> </tr> <tr> <td><math>2.5 &lt; X \leq 3.5</math></td> <td>B</td> </tr> <tr> <td><math>1.5 &lt; X \leq 2.5</math></td> <td>C</td> </tr> <tr> <td><math>1.0 \leq X \leq 1.5</math></td> <td>D</td> </tr> </tbody> </table>	項目評価	評点	S	5	A	4	B	3	C	2	D	1	平均評点(X)	総合評価	$4.5 < X$	S	$3.5 < X \leq 4.5$	A	$2.5 < X \leq 3.5$	B	$1.5 < X \leq 2.5$	C	$1.0 \leq X \leq 1.5$	D
項目評価	評点																									
S	5																									
A	4																									
B	3																									
C	2																									
D	1																									
平均評点(X)	総合評価																									
$4.5 < X$	S																									
$3.5 < X \leq 4.5$	A																									
$2.5 < X \leq 3.5$	B																									
$1.5 < X \leq 2.5$	C																									
$1.0 \leq X \leq 1.5$	D																									
防衛省独立行政法人評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度計画の項目等に即し4段階評価。</li> <li>委員の協議により特に優れた業務実績を挙げていると判断できる場合にはA+評価を行うことが可能。 □ 定量的な指標が設定されている場合 A: 中期計画の達成に向け業務が順調に実施されている。</li> </ul>	<p><u>記述式</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>項目別評価結果等を総合し、当該事業年度における実績全体について、自主改善努力等中期計画及び年度計画に掲げられていない事項も含めて行う。</li> <li>必要に応じ、業務運営の改善その他勧告すべき内容を記述する。</li> </ul>																								



評価委員会名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<p>B: 中期計画の達成に向け業務がおおむね順調に実施されている。</p> <p>C: 中期計画の達成に向け業務が順調に実施されているとはいえない。</p> <p>D: 中期計画の達成に向け業務がほとんど実施されていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 委員の協議により評価される場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>A: 満足のいく実施状況</li> <li>B: ほぼ満足のいく実施状況</li> <li>C: やや満足のいかない実施状況</li> <li>D: 満足のいかない実施状況</li> </ul> </li> <li>• 各項目の自己評価がC又はDの場合には、業務運営の改善措置を明示。</li> </ul>	
日本司法支援センター評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 中期計画に定められた各項目ごとに、以下の3段階で評価。 なお、評価項目に複数の指標がある場合には、指標ごとの評価を総合して当該項目を評価。 A: 当該事業年度の業務の実施状況が中期計画に照らし順調である。 B: 当該事業年度の業務の実施状況が中期計画に照らしおおむね順調である。 C: 当該事業年度の業務の実施状況が中期計画に照らし順調でなく、業務運営の改善等が必要である。 ただし、B評価については、委員の協議により、必要に応じて、業務の実績が比較的良好な場合にはB+と評価できるものとする。 評価は、実績報告書、法人が自ら行った評価等の資料を参考に、総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的として独立行政法人の枠組みに従って設立された法人である特性を勘案し、委員の協議により客観的に実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 項目別評価結果等を勘案し、当該事業年度における法人の実績全体について評価。 自主改善努力等、中期計画及び年度計画に掲げられていない事項があれば、必要に応じてこれらの事項を含め評価。</li> </ul>
国立大学法人評価委員会	<p>○年度評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 「業務運営の改善及び効率化」、「財務内容の改善」、「自己点検・評価及び情報提供」、「その他業務運営(施設設備の整備・活用、安全管理等)」の4項目については、以下の5段階により進捗状況を示すとともに、特筆すべき点や遅れている点にコメントを付す。なお、これらの水準は、基本的には各国立大学法人等の設定した中期計画に対応して示されるものであり、各法人間の相対比較をする趣旨ではないことに十分留意する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 特筆すべき進捗状況にある</li> <li>□ 順調に進んでいる</li> <li>□ おおむね順調に進んでいる</li> <li>□ やや遅れている</li> <li>□ 重大な改善事項がある</li> </ul> </li> </ul> <p>「教育研究等の質の向上」については、全体的な状況を確認し、注目すべき点についてコメントを付す。</p> <p>○中期目標期間評価</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 「教育に関する目標」、「研究に関する目標」、「その他の目標(「附属病院に関する目標」、「附属学校に関する目標」を除く。)の項目(※大学共同利用機関法人については、「共同利用等に関する目標」を加える。)については、以下の5段階により評定する。また、優れた点や改善すべき点を、各法人の自主的な教育研究等の改善に資する観点から、分かりやすく指摘する。なお、これらの水準は、基本的には各国立大学法人等の設定した中期計画に対応して示されるものであり、各法人間の相対比較をする趣旨ではないことに留意する必要がある。 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 非常に優れている</li> <li>□ 良好である</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 当該事業年度における中期計画の進捗状況全体について、記述式により評価。</li> <li>• なお、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の年度評価の基本的な考え方は、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 戦略性が高く意欲的な目標・計画等は、達成状況の他にプロセスや内容を評価する等、積極的な取組として適切に評価</li> <li>□ 業務運営・財務内容等の経営面を中心に、当該事業年度における中期計画の進捗状況を調査・分析し、業務の実績全体について総合的に評価。 教育研究の状況については、その特性に配慮し、年度評価では専門的な観点からの評価は行わず、年度計画に係る事業の外形的な進捗状況を確認する。</li> </ul> </li> <li>• 中期目標期間の業務実績の全体について、各法人の自己点検・評価に基づき、記述式により評価。</li> <li>• なお、国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標期間評価の基本的な考え方は、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>□ 中期目標の達成に向けて、中期計画が十分に実施されているかとの観点から、業務の実績全体について総合的に評価。</li> <li>□ 戦略性が高く意欲的な目標・計画等は、達成状況の他にプロセスや内容を評価する等、積極的な取組として適切に評価。</li> <li>□ 評価に当たっては、各法人の多様な役割に十分配慮し、また、教育研究の定性的側面、中長期的な視</li> </ul> </li> </ul>

評価委員会 名	項目別評価基準の概要	総合評価基準の概要
	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ おおむね良好である</li> <li>□ 不十分である</li> <li>□ 重大な改善事項がある</li> </ul> <p>その他の目標のうち、「附属病院に関する目標」、「附属学校に関する目標」については、その特性に配慮し、「業務運営・財務内容等の状況」と同様の方法により各法人が行う自己点検・評価に基づき、独立行政法人大学評価・学位授与機構が行う教育研究の評価結果を参考にしつつ、自己点検・評価の妥当性も含めて総合的に検証する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「業務運営・財務内容等の状況」については、以下の4段階により各法人が自己点検・評価を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 計画を上回って実施している</li> <li>➢ 計画を十分に実施している</li> <li>➢ 計画を十分には実施していない</li> <li>➢ 計画を実施していない</li> </ul> </li> </ul> <p>その結果を評価委員会が妥当性を含めて総合的に検証し、その検証を踏まえ、以下の5段階により評定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 非常に優れている</li> <li>➢ 良好である</li> <li>➢ おおむね良好である</li> <li>➢ 不十分である</li> <li>➢ 重大な改善事項がある</li> </ul> <p>教育研究の評価については、国立大学法人等の特性に配慮して、独立行政法人大学評価・学位授与機構に評価の実施を要請し、その結果を尊重する。</p>	<p>点に留意。</p>

(注) 各府省評価委員会の公表資料に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

### (3) 評価結果の反映状況等

#### ア 独立行政法人の業務運営への反映状況

独立行政法人の効率的・効果的な運営、国民に対して提供するサービスの向上等、国民の求める成果の実現を図るためには、まずもって府省評価委員会が行う評価結果の法人の業務運営への着実な反映が重要である。

平成 23 年度業務実績に関して府省評価委員会が行った評価結果の反映状況をみると、例えば、効率的な業務運営による費用の削減、意志決定の迅速化、自己収入の拡大、業務体制の見直し、他機関との連携・協力等に反映されてきている。

図表 44. 府省評価委員会の評価結果の反映状況

所管府省	法人名	府省評価委員会の評価結果の反映の概要
内閣府	国立公文書館	<p>今後とも状況の変化や新たな課題に対応して、各課室の機能分担を適切に考慮した体制整備に取り組むことを望むと指摘されたことを踏まえ、利用審査部門業務の質的・量的な拡大に対応するための必要な体制整備について検討を行い、利用審査体制の充実・強化等のため、新たに公文書専門員(非常勤)4名に係る予算措置要求を行い、2名が認められた。</p>
	国民生活センター	<p>資格認定試験について、「資格認定試験の申込者が前年度より減少していることから、更なる関心をひきつけ、受講者の掘り起こしになる工夫を期待する」と指摘されたことを踏まえ、受験者の利便性の向上と資格制度の周知拡大のため、ホームページ上に受験申込書をダウンロードできるページを設けたほか、同ホームページ上に過去5年分の試験問題を掲載した。このほか、前年度に引き続きポスター等を作成したが、ポスターについては新たな受験者の掘り起こしのためより訴求性の高いものを採用した。</p> <p>また、地方公共団体に働きかけ、新規の試験会場を2ヶ所増やした。</p>
	北方領土問題対策協会	<p>後継船舶の有効かつ効果的・多角的な活用を含む事業全体の新たな展開を期待したいとされたことを踏まえて、予算要求において、新船「えとぴりか」を四島交流事業だけでなく、一般国民、特に青少年に対する啓発事業に利用するため、全国の港を巡回しながら次代を担う青少年等に研修を行う「えとりぴか」巡回研修事業を要求した。</p> <p>融資制度の周知について、今後とも、更なる周知徹底を図ることが望まれるとされたことを踏まえて、融資説明・相談会、関係機関実務担当者会議、千島連盟支部長・推進員融資業務研修会等の機会に周知するほか、生前承継者になり得る可能性の高い元島民2世に対して初めてダイレクトメールを送付して周知した結果、生前承継・死後承継の数が前年度よりも増加した。</p> <p>今後、協会の活動について、広く国民に周知されるよう、一層の努力を期待したいとされたことを踏まえて、若者向けに分かりやすい、興味をひく情報の発信を行うとともに、協会の活動をより多くの若者に知ってもらうための新たな取組として SNS (Facebook・Twitter) を活用した広報の立ち上げ準備を行った。</p>
総務省	情報通信研究機構	<p>海外研究者の招へい事業等について、日本にとって戦略上重要なアジア太平洋諸国に対して、より積極的にこれらの地域で必要となる技術の共同研究や研究者の招へいの水準をあげるべき、と指摘されたことを踏まえ、アジア連携センターからタイ国内の研究機関へ周知を行うなど、周知活動を強化したことにより、平成20年度から22年度の3年間のアジア地域からの招へい者が5名であったが、平成23年から24年の招へい研究者が9名に増加した。</p>
	統計センター	<p>業務運営の効率化については、コスト構造分析では、要員投入量だけでなく、外部委託・ICT活用も含めたトータルのコストによる評価が行えるよう、取組を続けること、さらに、次期中期目標期間に向けて、業務の性質に応じた評価指標の導入を検討する等、より詳細な分析・評価ができるよう工夫が必要である、と指摘されたことから、統計センターの事業で生じる業務量を把握し、各業務の運営において生じた人件費・物件費を計算し、計画との比較分析を行うとともに、次期中期目標期間の評価に向けた検討を行った。</p> <p>また、自責による再集計等、業務上問題が生じた場合には、迅速かつ適切な対応を図っていくことが望まれるとの指摘については、速やかに発生要因を分析し、再発防止に取り組む</p>

		<p>んでいる。</p> <p>統計データの二次利用については、積極的に周知・広報等の取組を行うことにより、統計利用に係る国民サービスの向上及び法人の自己収入増加につなげることが望まれると指摘されたことを踏まえ、学会等の大会において、広報スペースを設け、パンフレットの配布、制度・手続きの説明を行うとともに、サテライト機関と共催での研究会を開催するなど、積極的な広報を行った。</p> <p>情報セキュリティ対策については、統計センターにおいてICTを利用する機会が増大しているところであり、今後も外部からの不正アクセスやサイバー攻撃に対する対策を講じるとともに、情報セキュリティ対策の徹底に引き続き取り組む必要があると指摘されたことから、引き続き、統計センターが行うべき情報セキュリティ対策基準の周知徹底を図るとともに、不正アクセス・サイバー攻撃への対策として、DoS攻撃対策、標的型攻撃メール対策等を講じている。</p>
	<p>郵便貯金・簡易生命保険管理機構</p>	<p>「金利水準の影響を考慮する必要があるため、権利消滅額、睡眠貯金残高の金額の増減により周知の効果を測ることは容易ではないが、依然多額の権利消滅、睡眠貯金、未請求保険金があり、更なる効果的な周知方法の検討が必要である。」との指摘を踏まえ、早期払戻・支払請求の促進を図るため、次のとおり個別案内の充実等を行った。</p> <p>① 郵便貯金・簡易生命保険管理業務共通</p> <p>新聞広告及びラジオ広告の実施並びに郵便局への周知用チラシの備置を継続して行った。</p> <p>それに加え、郵便局への周知用ポスターの掲出、機構ホームページの改修を行うとともに、機構バナーを作成し、総務省、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険及び日本郵便のホームページへ掲載した。</p> <p>また、更なる効果的な周知方法を検討するため、実際に窓口において権利行使をした方に対する実態調査の実施準備を行った。</p> <p>② 郵便貯金管理業務</p> <p>機構ホームページにおける情報提供等(満期を経過した郵便貯金残高、権利消滅制度に関するQ&amp;A、住所変更に伴う届出の勧奨等)、満期時及び満期後 10 年目のお知らせの預金者への送付等を継続して行った。</p> <p>それに加え、新たに、満期後 15 年を経過した貯金預金者あてあいさつ状(早期受取りの勧奨文書)を送ることとし、平成5、6、9年度満期分の送付、「権利消滅のご案内」(催告書)及び「払い戻しをお勧めする通知」のハガキへの工夫(一般のお知らせと異なる配色・新たな文字の追加)、郵便貯金払戻証書送付時に同封するリーフレット(権利消滅及び払戻金早期受取りを案内)の調製、郵便局窓口等で配布しているお知らせへの権利消滅制度の記載追加等を行った。</p> <p>③ 簡易生命保険管理業務</p> <p>機構ホームページにおける情報提供等(保険金等支払案内書及び支払通知書払渡未済通知書の発行件数、住所変更に伴う届出の勧奨等)、満期日3か月前・3か月後・1年1か月後のお知らせの保険契約者等への送付、満期保険金等の事前請求案内・長期</p>

		<p>未払契約に対する契約者フォローアップ活動等を継続して行った。</p> <p>それに加え、新たに、事前請求の対象範囲の拡大(保険料払込中の契約も満期3か月前から保険金を請求できるよう改善)、「ご契約内容のお知らせ」が2年以上継続して不着の契約に係る満期日1年前の住所調査の実施等を行った。</p>
外務省	国際協力機構	<p>「評価から得られた知見・教訓を新規事業に効果的にいかすための更なる工夫を求めたい。」との意見を踏まえ、事業事前評価表に「過去の類似案件からの教訓の活用」の記載欄を設け、事業担当部が過去の類似案件から活用可能な教訓を記載するとともに、評価担当部が同内容を確認し必要に応じ事業担当部に過去の教訓活用を促す仕組みを導入した。また、評価から一層の知見・教訓を得るべく、技術協力及び無償資金協力の主な分野・課題ごとに標準的な指標をまとめた内部参考資料を作成し、特に技術協力については代表的教訓も含めた(25年度末までに技術協力6分野、無償資金協力11分野に関する資料を作成済み)。</p>
	国際交流基金	<p>「経済連携協定(EPA)に基づくインドネシア人・フィリピン人看護師・介護福祉士候補者への日本語研修事業や国際協力機構から移管される日本語研修事業の実施を含め、事業の企画・実施にあたっては、他団体との連携によって日本全体として事業が効果的・効率的に実施されるよう取組んでいくことが重要である」と指摘されたことを踏まえ、経済連携協定(EPA)に基づくインドネシア人・フィリピン人看護師・介護福祉士候補者への日本語研修事業については、外務・経産・厚労の各省、国際厚生事業団(幹旋機関)、受入病院・施設の要望などを踏まえた研修内容とし、(社)日本語教育学会の「看護と介護の日本語教育研究会」の専門家からカリキュラムへのアドバイスを受けて実施した。また、国際協力機構(JICA)から移管された日本語研修事業については、新規研修事業を開始するにあたり、JICAとの協議、JICA研修事業の視察などを重ねた上で実施した。</p>
財務省	酒類総合研究所	<p>内部統制の充実・強化について、「リスクマネジメントの適切な実施のための管理体制を整備しているところであるが、更なる進展を期待する」と指摘されたことを踏まえ、理事長は平成24年度に「リスク管理基本方針」を決定するとともに、「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理活動の評価・改善等について検討・審議した。その結果報告を受け、理事長は研究費の適正使用に係る内部監査を実施したほか、全体研修会において、公文書管理、個人情報保護、コンプライアンスの推進等の周知及び注意喚起を実施した。</p>
	造幣局	<p>「平成23年度は目標管理の考え方を採り入れた新人事制度への移行2年目であり、移行によりどのような効果が生じたのか等の事後評価が望まれる。また、新人事制度のより効果的な運用を図るため、積極的な改善に努めるべきである。」と指摘されたことを踏まえ、全課室長から聴取した意見を基に、これまでの運用過程で問題とされている点について改めて整理を行い、業務年度と異なっていた評価期間を業務年度に合わせる、評価者の分担を見直すというきめ細かな評価が行えるようにするための改善策を実施した。移行の効果としては、今まで以上に評価者と被評価者のコミュニケーションが活発になったほか、職員の能力向上やスキルアップにつながっている。</p>
	国立印刷局	<p>東京病院の移譲について、「移譲の相手方の範囲を拡大し、取組みを進めたが、具体的な成果までは得られていない。」と指摘されたことを踏まえ、近隣の東京病院と同規模以上の医療機関に対して取得の意向について調査し、その結果を踏まえ公募を実施することとした。公平性・透明性を確保しつつ公募を実施した結果、移譲先に決定した「社会医療法人社団正志会」に平成25年4月1日に移譲を行った。</p>

	日本万国博覧会記念機構	<p>基金事業において、東日本大震災の影響等により、環境に関する事業への申請件数が減ってきていたのに対して、募集内容を工夫するなどの取組みが必要であるとの指摘を踏まえ、募集要項に、申請の参考となるよう前年度に採択された環境に関する事業名等を掲載したほか、検索サイトで検索に使用した用語(助成など)に反応して募集情報を表示するリスティング広告を実施するなど広報活動を強化した。</p>
文部科学省	国立特別支援教育総合研究所	<p>研修事業について、「特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえ、不断の見直しを進める必要がある。」と指摘されたことを踏まえ、平成 15 年度から実施している特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会は、各都道府県及び指定都市において、同じ目的の研修が実施されるようになり、本研究所が先導的に実施する目的はほぼ達成されたものと判断されることから、平成 24 年度限りで廃止することとした。</p> <p>また、中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」で示されたように、今後のインクルーシブ教育システムの構築に当たっては、システム構築の狙いを踏まえ、障害のある子どもの就学相談・就学先決定を円滑に進めることが重要となることから、就学相談・支援担当者研究協議会を平成 25 年度から新たに設けることとした。</p>
	国立美術館	<p>多様な鑑賞機会の提供について、「展示事業については、各館それぞれが、優れた成果を上げているが、今後も活動の要である調査研究及び収集事業を継続しつつ、その成果を平常展等にさらに活かすとともに、5 館の連携による企画展示など、より一層魅力ある展示事業の実現に向けた努力が望まれる。」と指摘されたことを踏まえ、国立美術館 5 館の横断的・総合的事業プロジェクトである企画展については、平成 24 年度に「記憶と想起-コレクションとリコレクション(仮称)」を企画案として採択し、担当者を決定した。平成 27 年度の開催に向けて、平成 25 年度においても準備を進める。</p> <p>平成 24 年度に予算措置された美術作品購入費の用途について、各館の調査研究及び収集方針を踏まえ、法人全体で協議し、海外への流出可能性など緊急度の高さ、作品の品質と希少性等の観点から検討し、通常の前年度では購入困難な作品を購入した(平成 24 年度予算額 2,700 百万円)。購入作品については、所蔵作品展及び企画展で活用するとともに、地方の公私立美術館等にも巡回及び貸与する予定である。</p> <p>また、平成 25 年度についても、法人全体で協議し、ナショナルコレクションとしてふさわしい購入作品の選定に当たる(平成 25 年度予算額 2,700 百万円)。</p>
	日本学術振興会	<p>科学研究費助成事業について、「一部の研究種目が基金化され、会計年度にとらわれない柔軟な執行が可能となり、研究費のより効果的・効率的な使用、研究活動の活性化、不正使用等の防止に寄与することが期待される。今後、更なる基金事業の対象拡大が望まれる。」と指摘されたことを踏まえ、平成 24 年度予算において、新たに2つの研究種目(基盤研究(B)、若手研究(A))について、研究費総額の500万円までを基金化し、より柔軟な執行を可能とした。(平成 24 年度助成額 2,307 億円)</p> <p>また、平成 25 年度予算において、科学研究費補助金予算の中に「調整金」の枠を設定し、研究費の「前倒し使用」や「次年度使用」等を可能とするとともに、特別推進研究への国庫債務負担行為の導入により複数年度の契約を可能とした。(平成 25 年度助成額 2,318 億円)</p>
	国立高等専門学校機構	<p>事業計画に関する事項について、「平成 23 年度入学志願者数が増加に転じたことは、関係諸団体との連携や様々な広報活動、入試方法の改善等、これまで入学者確保のため</p>

		<p>実施してきた取組の成果と考えられ、評価できる。今後も、多方面にわたる志願者増加方策を実施すると共に、志願者数だけではなく、入学者の質についても検討が望まれる。」と指摘されたことを踏まえ、高専機構では、質の高い入学者を確保するための取組の一環として、入学志願者数の確保に取り組んでおり、平成 24 年度は北海道地区、関東地区、近畿地区において最寄り地受験制度を導入するなど、入試方法の改善等を推進することで更なる入学志願者の確保に取り組んでいる。また、入学者の質に関する検討については、各高専において、学科等で設定している教育目標を達成するために必要な資質の検討を行っており、その検討に基づいた入試を行っている。今後、モデルコアカリキュラム(試案)の導入を推進するにあたり、入学者の質についても検討が必要となることから、各高専において適切な検討を行えるよう指導に努める。</p>
	日本原子力研究開発機構	<p>産学官の連携による研究開発の推進について、「産学官の連携による研究開発の推進については、特に事故対応のための研究開発に、積極的に関係者に働きかけながら、連携して取り組むことを期待したい。」と指摘されたことを踏まえ、国や福島県等の地方自治体及び関係機関と連携し、東京電力福島第一原子力発電所事故への対処に係る研究開発を実施するとともに、福島大学等の国内外の大学・研究機関との共同研究を積極的に進めている。(平成 24 年度予算額:6,349 百万円の一部、平成 25 年度予算額:10,096 百万円の一部)。</p> <p>また、産業界との連携を進め、平成 24 年度は、例えば、東京電力福島第一原子力発電所事故への対処においても利用可能な被ばく線量のリアルタイム警報システムの開発や放射線汚染状況の遠隔監視システムの開発を実施した。(平成 24 年度予算額:3,252 百万円の一部)</p>
	日本私立学校振興・共済事業団	<p>貸付事業について、「東日本大震災による影響によりリスク管理債権の割合が若干、増加していることから、震災関連の法人を含めて、将来、不良債権化する可能性がある法人に対して、よりいっそうの指導、措置を講じることが望まれる。」と指摘されたことを踏まえ、東日本大震災関連法人については、学生等数の増減及び建物の被災状況等を勘案し、平成 24 年度信用格付に反映させ、リスク管理に努めた。平成 25 年度についても同様の措置を行う予定である。</p> <p>また、将来、震災関連法人を含め不良債権化する可能性がある法人に対しては、事業団の経営支援部署等と連携して、モニタリングを強化するとともに経営改善のための指導・助言を行うことにより、債権の保全に努める。</p>
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	<p>財務内容の改善に関する事項を達成するための措置のうち、外部研究資金の確保について、目標に対して十分とは言えないと指摘されたことを踏まえ、競争的研究資金に積極的に応募するほか、民間企業等との受託研究についても研究目的や発展性に照らしながら、その必要性を精査した上で適当とみなされるものについては積極的に受け入れることを行った。</p>
	医薬基盤研究所	<p>適切な事業運営に向けた取り組みについて、大阪本所以外の施設においても、パワーハラスメントに関する研修が実施されることを期待すると指摘されたことを踏まえ、パワーハラスメントがメンタルヘルスの原因の一つでもあることから、平成25年度においては、パワーハラスメント防止も含めたメンタルヘルス研修を全所を対象として実施した。</p> <p>事務事業の見直し等について、現在は財団法人ヒューマンサイエンス振興財団と共同で実施している細胞分譲事業を平成25年度から当該研究所が行うこととなっており、その準</p>

	<p>備として平成23年度に設備整備を行っているなど着実な取組が認められるが、事業の円滑な移管が行われるための準備を引き続き推進していく必要があると指摘されたことを踏まえ、平成24年度に細胞試料の整備等を行うなど必要な準備を行い、平成25年度からは本研究所単独で細胞分譲を行っている。</p>
国立病院機構	<p>「災害に備えた体制づくりや人材育成等は国立病院機構にとって極めて重要な業務のひとつであり、今後とも継続的な取組を期待する。」との指摘については、より効果的・効率的な災害対応体制を確立するため、国立病院機構防災業務計画を平成24年8月に改正し、災害医療の拠点となる国立病院機構災害ブロック拠点病院について従来の9病院から各ブロック2病院の12病院体制に、被災者の受入・搬出等を中心的に実施する国立病院機構災害拠点病院を新たに22病院にそれぞれ拡大した。</p> <p>また、災害急性期に、情報収集をしつつ避難所等の医療救護活動を開始する「初動医療班」を創設し、46班を確保した。加えて、「初動医療班研修」の実施についても検討を行い、平成25年3月に第1回目の研修を開催した。</p> <p>さらに、防災業務計画の改正を受けて、国立病院機構本部業務実施要領を改正し、平成25年2月にはその検証のため、機構本部内にて東海地震発生を想定した大規模災害訓練を実施した。</p>
国立循環器病研究センター	<p>臨床を志向した研究・開発の推進について、「発表論文数が前年度に比べ60本減少し、引用回数も大きく減少しているため、今後の研究体制強化が望まれる」と指摘されたことを踏まえ、ペプチド研究等の推進に向けて、研究体制を強化した。</p> <p>法令遵守等内部統制の適切な構築について、「医師等の医療従事者の時間外労働については、医療提供業務の特殊性に配慮しながら、引き続き適切に把握するよう努められたい」と指摘されたことを踏まえ、超過勤務時間数について執行役員会等で報告し、勤務時間の把握、適切な労務管理に努めるとともに、個人差が大きい等、特殊な状況となっている部署については個別に対応を行った。</p>
国立精神・神経医療研究センター	<p>人材育成に関する事項について、「今後はリーダー育成のための大学、企業、海外、PMDAなどとの積極的な人事交流を更に伸展させるべきである」と指摘されたことを踏まえ、東京医科歯科大学等と人材育成を含めた包括連携協定を締結し、相互協力の中で人材交流及び育成支援を行い、人材の育成を目的とした2年間の研究留学のため、精神科医師1名を Johns Hopkins 大学へ派遣した。また、PMDAとの人事交流によるセンター職員1名の出向及びPMDA職員2名の受け入れを継続して行った。</p> <p>財務状況について、「中期目標期間中において収支相償の経営を実現できるよう今後も引き続き経営改善に取り組むよう努めるべきである」と指摘されたことを踏まえ、地域連携強化等による病床利用率の向上及び入院基本料の上位基準の取得等の収益向上策並びに委託契約見直しによる委託費削減等の経費削減策の取組を推進し、中期目標期間中の収支相償の経営の実現に向けた経営改善に努めた。</p>
国立国際医療研究センター	<p>財務状況について、「平成24年度以降、あらゆる経営改善に取り組み、中期目標期間中において収支相償の経営を実現できるよう強力に経営改善に取り組むよう努めるべきである」と指摘されたことを踏まえ、平成23年度に引き続き、収益の確保、費用の削減等による経営改善に取り組み、特にセンター病院Ⅱ期工事や国府台病院の新病棟整備を踏まえ、診療事業に係る収益構造改革の積極的な取組を実施し、経常収支相償の実現に取り組んだ。</p>



		<p>また、月次決算報告や経営分析など具体的な情報提供を通じて、経営の効率化など職員の意識向上を一層図ることとした。</p>
国立長寿医療研究センター		<p>人材育成に関する事項について、「今後はリーダー育成のための大学、企業、海外、PMDA などとの積極的な人事交流を更に伸展させるべきである」と指摘されたことを踏まえ、部長、室長等を公募する際には、採用情報をセンターホームページに掲載すると共に、JSTが運営しているJREC-IN(研究者人材データベース)に登録し、より多くの研究者等に興味を持ってもらえるよう取り組んだ。</p> <p>財務状況について、「中期目標期間中において収支相償の経営を実現できるよう今後も引き続き経営改善に取り組むよう努めるべきである」と指摘されたことを踏まえ、引き続き冗費等経費の節減、業務の効率化を図ることにより経営改善に努めた。</p>
福祉医療機構		<p>福祉医療貸付事業について、「福祉医療施設を取り巻く厳しい環境が続く中で、政策融資として求められている役割(使命)を果たすため、貸出条件緩和等による積極的な支援を行うことにより、地域の福祉施設や医療施設の維持・存続を図ることを期待する。」と指摘されたことを踏まえ、貸出条件緩和の実施に当たっては、地域における社会福祉施設及び医療施設等の維持、存続を支援するという観点から、当該貸付先から提出される改善計画書を基に、その事業の公共性及び必要性、経営状態等を十分に勘案し、個々の貸付先にとって適切な償還計画を作成のうえ、緩和措置を講じるなど、「中小企業金融円滑化法」の趣旨を踏まえつつ、適正に対応するとともに、引き続き、東日本大震災において被災された社会福祉施設及び医療施設等の復興を支援するため、既往貸付金の返済猶予や貸付条件の変更等の措置を講じるなどの支援を積極的に実施した。</p>
国立重度知的障害者総合施設のぞみの園		<p>地域移行の推進について、「施設利用者本人及び保護者・家族等の個々のニーズを丁寧に把握し希望に沿った地域移行を実現できるよう、さらに粘り強くきめ細かな対応に取り組まれた」と指摘されたことを踏まえ、地域移行の推進に向けて、まず施設利用者本人の意向を丁寧に聴取した上で、当該利用者がおかれている個々の状況について、利用者やその保護者等に対して丁寧に説明を行い、地域移行して5年経過した者の現在の暮らしを紹介するDVDを活用して同意を得るなど、具体性のある取組を行うとともに、保護者総会、保護者懇談会等を利用した保護者へのより丁寧な個別面談等を行い、理解と同意を求める取組を行った結果、平成24年度においては、18人が地域移行のために退所し、保護者から新たに地域移行の同意を25人から得ることができた。</p>
労働者健康福祉機構		<p>労災疾病等13分野医学研究・開発の取組、普及状況について、「研究成果の一部は現場で実用化されている等、全体として高く評価できる。今後は、事業主や勤労者にもわかりやすく提供するなど、研究成果の普及について更なる取組を期待する。」と指摘されたことを踏まえ、「アスベスト関連疾患分野」においては、最新の症例と労災認定基準の解説を記載した「アスベスト関連疾患日常診療ガイド」を改訂・発刊し、石綿関連疾患診断技術研修(受講者実績718名)でテキストとして活用されるなど、実務専門書として広く利用した。</p> <p>産業保健推進センターの集約化に当たっては、「本部や近隣の産業保健推進センターによる支援等により、その研修回数、相談件数、ホームページアクセス件数について、前年度と同レベル以上のサービスの質と量を確保しており、高く評価できる。引き続き、更なるサービスの質と量の向上を期待する。」と指摘されたことを踏まえ、センター廃止後の県の産業保健サービス水準を維持するために、地元産業保健関係者で構成される運営協議会を設置して緊密な連携を図り、地元労働局へのバックアップ要請、支援センターとなる推進セ</p>

		<p>ンターへの十分な説明、さらに本部で嘱託職員等の教育訓練をしながら産業保健サービスを提供する体制を確立し、センター廃止後の県においても前年と同程度の実績を確保した。</p>
勤労者退職金共済機構		<p>「累積欠損金を計上している一般の中小企業退職金共済事業(以下「中退共事業」という。)及び林業退職金共済事業(以下「林退共事業」という。)においては、引き続き「累積欠損金解消計画」を踏まえ、今後の市場の推移の中で着実に解消を図ることが求められる」とされたことを踏まえ、健全な資産運用、積極的な加入促進による収益の改善、事務の効率化等による経費削減に努めた結果、中退共事業においては平成 24 年度末で累積欠損金を解消し、利益剰余金の計上により平成 25 年度には付加退職金の支給を決定した。林退共事業においても、安全かつ効率を基本とした資産運用に努め、着実に累積欠損金の解消を行っているところである。</p> <p>「中退共事業における退職金未請求、建設業退職金共済事業(以下「建退共事業」という。)における共済手帳の長期未更新及び証紙の未貼付については、更なる取組を行い、改善することが求められる」とされたことを踏まえ、中退共事業においては実施した対策の成果を検証し追加対策を行うとともに、未請求者への請求要請手続きの効率化と円滑化を一層進めるべく外部委託を行った。建退共事業においては被共済者データベースへの登録プログラムを開発し、長期未更新者の状況等を集計する統計プログラムの開発に係る準備を行った。</p> <p>「財産形成促進制度については、中小企業における融資の利用促進を図るため、移管を機にさらなる取組の工夫がなされることを期待する」とされたことを踏まえ、退職金共済事業との広報業務の連携を推進するとともに、事業主団体との連携により財形制度の普及促進に取り組んだ。</p>
高齢・障害・求職者雇用支援機構		<p>「精神障害者、発達障害者等のより円滑な就職・職場定着に向けて、サービスの一層の質的向上について、検討する必要がある。」と指摘されたことを踏まえ、平成24年度は、地域障害者職業センターにおいて、障害者の身近な障害保健福祉圏域での医療・教育・福祉等の関係機関との就労支援ネットワークに係る現状分析のもと、重点的に助言・援助を実施する支援機関を選定し支援することにより、地域の就労支援ネットワークの更なる充実・強化を図った。</p> <p>また、地域障害者職業センターで発達障害者に係る就労支援ネットワークの形成等を盛り込んだ「発達障害者に対する体系的支援プログラム」を全国実施するため、所要の準備を行った。</p>
労働政策研究・研修機構		<p>労働行政担当職員等に対する研修について、「今後、試行結果を踏まえ、研修実施後における職場での研修効果測定のための適切な仕組みが構築されることを期待する」と指摘されたことを踏まえ、平成24年度から全研修コースを対象として、研修終了3～6ヵ月後に、所属長に対する事後調査を新たに本格実施し、研修の成果が職場での業務にどのように役立っているかの把握に努めた。</p> <p>労働政策研究等の成果の普及について、「今後は、成果の普及等がさらに幅広い層の国民を対象に行われるよう、事業の実施方法等についてさらに工夫がなされることを期待する」と指摘されたことを踏まえ、第4回の労働政策フォーラムを、東京以外の地域では初めてとなる大阪で開催し、地方でのフォーラム参加機会の拡大に努めた。</p>
年金積立金		<p>年金給付のための流動性の確保について、「今後も、市場動向も踏まえつつ、必要な資</p>

	管理運用独立行政法人	金を確保することは依然として重要であり、引き続きマーケットインパクトに配慮した慎重な対応が求められている。」と指摘されたことを踏まえ、財投債ファンド及びキャッシュ・アウト等対応ファンドの満期償還金・利息等を有効に活用し、市場に影響を与えることなく資金を確保した。また、今後、財投債の残高が減少していく中で、引き続き安定的にキャッシュ・アウト資金を確保するため、キャッシュ・アウト等対応ファンドを10兆円(平成23年度末)から20兆円(平成24年度末)に増額した。
	年金・健康保険福祉施設整理機構	「サテライトオフィスの取扱については、経費節減はもとより円滑な移行準備作業も勘案しながら、将来の本部の効率的な業務運営も見据え、現在の本部とサテライトオフィスの在り方も含め検討されることに期待したい」と指摘されたことを踏まえ、サテライトオフィスを現在JCHO本部のある東京都港区に移転した。
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	一者応札のうち、半数以上は分析機器の保守・点検であり、特殊事情は理解できるが、一者応札を縮減するための更なる取組が必要であると指摘されたことを踏まえ、一般競争入札による契約のうち、一者応札となった契約の件数に関しては、仕様書の見直し、公告期間の延長やメールマガジンの活用に加え、取扱業者が限られる分析機器等の保守・点検の契約一括化に取り組み、平成23年度と比較し、競争性のある契約に占める一者応札の割合を減少させた。
	種苗管理センター	小粒種いもの生産効率を高めるために、ジベレリン処理を導入するに当たっては次世代のばれいしょへ与える影響等について十分に調査されたいと指摘されたことを踏まえ、北海道中央農場において(独)農業・食品産業技術総合研究機構北海道農業研究センターの指導の下、小粒塊茎生産技術の確立に向け、ジベレリン処理による品種ごとの効果や次世代への影響等の調査を行った結果、変異は見られず、本技術が浴光期間を含め慣行栽培による管理が可能であるとともに多数の品種で規格内歩留りの向上と切断作業の省力化が期待できることを確認した。
	家畜改良センター	コンプライアンスについて、今後も継続的に勉強会を開催するなど、コンプライアンスの徹底に取り組むことと指摘されたことを踏まえ、職員に対する意識調査を実施し、その結果に対する改善に取り組むとともに、勉強会を実施した。
	水産大学校	専攻科の定員充足率が、前年から比べると大きく低下し100%を割ったが、この原因が示されていないと指摘されたことを踏まえて、23年度途中で復学するための余席を確保する必要があったとの理由を明らかにした。なお、24年度においては学生数が定員50名に対して53名となり、100%を超えた。
	農業・食品産業技術総合研究機構	環境対策・安全管理の推進について、「労働災害防止のための研修等を行っているが、事故は発生しており、さらなる発生防止に向けた継続的な取組が期待される。」と指摘されたことを踏まえ、業務災害の更なる抑制のため、24年度は安全診断の徹底を図り、法令に定められた安全装置のない旧式の機械や労基署に未届けとなっている装置を調査し、法令違反事項がないか洗い出しを行い対策を講じた。また、労働安全衛生マネジメントシステムを効率的に取り組めるよう、新たに研究所審議役等を対象としたシステム監査者養成研修を実施した。
	農業生物資源研究所	研究資源の効率的利用及び充実・高度化について、「オープンラボの利用促進については、利用手順等のホームページへの掲載に引き続き取り組んでいるが、利用件数については昨年より減少している。しかし、国内特許出願などに繋がる成果も出ていることから、より一層の努力を期待する。」と指摘されたことを踏まえ、オープンラボの更なるアピールの

		ため、得られた成果についても生物研ホームページ上に掲載し、利用促進に取り組んだ。
	農業環境技術研究所	法令遵守など内部統制の充実・強化について、「規制物質等の適切な管理について引き続き徹底した点検の実施が期待される。」と指摘されたことを踏まえ、高圧ガスボンベの管理状況等の巡視、薬品管理システムによる規制物質の管理を行うとともに、毎年度末には全ての毒劇物の点検を行い、その結果を化学薬品等安全管理委員会に報告するなど、引き続き徹底した点検の実施に努めている。
	国際農林水産業研究センター	自己収入の確保について、「知的財産収入が昨年比に減少しており、今後は効果的な研究成果のPRへの取組を期待する。」と指摘されたことを踏まえ、アグリビジネスフェア等多数のイベントに出展し、JIRCASの研究成果を積極的にPRしているところであり、今後も継続していく。
	森林総合研究所	「森林総合研究所は森林・林業・木材産業分野における我が国唯一の総合的な研究機関であり、研究成果やその普及、また関係機関との連携などに対する責務は大きい。このため、今回高い評価を与えた東日本大震災対応の調査・研究のように社会のニーズを的確に捉えた取組を引き続き推進するとともに、中核的機関として一層のリーダーシップをとり、様々な大学・研究機関等とさらなる連携を深め、法人の使命を果たされることを期待する」と指摘されたことを踏まえ、東日本大震災時に森林に放出された放射性物質の動態等の調査・研究を継続するとともに、深層崩壊等の災害対応、天然更新判定方法やシカ被害対策技術の開発など、社会的ニーズの高い調査・研究を実施した。また、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)等の国際的な取組みに積極的に対応した。
	水産総合研究センター	職員の人事に関する計画について「産学官の連携や将来の水産業を取り巻く社会環境の変化に対応可能な体制づくりが望まれる。」と指摘されたことを踏まえ、平成25年10月に社会連携推進室を増員し、産学官連携強化のための措置を講じた。
	農畜産業振興機構	人件費について、削減に向けた更なる取組を進めることにより計画の確実な達成に努められたいとの意見を踏まえ、給与水準及び管理職手当の引き下げ、ポストオフ、管理職への昇格抑制の取組により、職員の給与水準の地域・学歴を勘案した対国家公務員指数は、平成18年度の114.1から12.8ポイント改善され101.3となり、平成24年度までに国家公務員とほぼ同程度とする計画を達成した。
	農林漁業信用基金	事業の効率化については、引き続き、事業費削減の取組に期待するとの意見を踏まえ、引受審査に係る基金協会との事前協議や部分保証の実施等の事業費削減に向けた取組を行い、平成19年度予算対比で35.3%削減した。
経済産業省	経済産業研究所	政策提言・普及業務に関して、「研究成果の評価や認知は高いが、経済産業研究所の目標や存在意義についての認知がやや低い」という指摘を踏まえて、シンポジウムやBBLの活発な活動、ソーシャルメディアやマスメディアを通じた積極的な配信、国内外の研究機関との交流等による普及に努めた。また、平成24年度から新たな取り組みとして、経済シンクタンクランキング世界No.4である欧州CEPR(経済政策研究センター)が運営している政策ポータルサイトVoxEUと当研究所のウェブサイトとの連携を開始するとともに、社会的に関心の高い政策課題について、研究成果のタイムリーな対外発信を目的に「ハイライトセミナー」を立ち上げた。
	工業所有権情報・研修館	プロデューサー・アドバイザー事業について、「現時点ではパイロット的な規模にとどまっております。今後の広報活動ないしは規模拡大とユーザーによる評価を課題としておきたい。」

		と指摘されたことを踏まえ、事業の趣旨目的を記載したパンフレットの配布を行うとともに支援先の箇所数を増やし規模拡大を図った。また、ユーザーに対しては支援満足度アンケートを行い、有益であったとの評価を得た。
	産業技術総合研究所	「契約に関しては、外部から専門家を採用し、契約審査に関与させる体制を構築したことは評価できるが、依然として一者応札比率が高く、一層の工夫と努力が求められる」と指摘されたことを踏まえ、平成 25 年度も継続する年度契約について、新規参入業者の掘り起こしのための入札予定案件の公式ホームページにて事前公表、メールマガジン及び RSS 方式による情報配信を行った。また、入札参加の障害となった理由をより詳細に分析するためのアンケート内容の細分化を行う等、引き続き一者応札の低減に向けた取り組みを実施。
	製品評価技術基盤機構	「近年益々重要となっている国際連携にも積極的に関与し、日本国のリーダーシップの発揮にも貢献しつつあることを評価する。特にアジアの新興国からの信頼を得てゆくことは、今後の重要なテーマである。」と指摘されたことを踏まえ、バイオテクノロジー分野について、タイ王国の研究生を受け入れた。これは、同国の人材育成プログラムに基づき、微生物管理を担う専門家(キュレーター)を育成するものである。また、化学物質管理分野について、化学物質管理制度の構築が進みつつあるアジア各国に対し、暴露評価手法や、化学物質情報データベース等に関する技術を提供した。
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	職員の能力向上について、「将来、より一層 NEDOらしい産業技術を推進するにはどうしてもプロパーに博士号を持つ、できれば企業経験者が必要になる。」と指摘されたことを踏まえ、より高度なマネジメント及びより効果的なプロジェクト立案を目指すため、職員を国内外の大学院及び外部の研究開発現場へ派遣した。
	日本貿易振興機構	種々の情報管理にあたり、セキュリティ対策の更なる徹底を提案されたことを踏まえ、海外事務所との通信の仕組みを改訂することを始め、セキュリティシステムの総点検を実施し、更なるセキュリティの強化に努めた。
	情報処理推進機構	情報処理技術者試験については、「試験実施のための借上事務所の廃止の前倒しや試験の CBT 化が順調に行われた点を評価するものの、試験受験者の減少に対する改善に努めるべき。」と指摘されたことを踏まえ、IT 企業・ユーザ企業(約 90 社)及び大学の就職課を中心に学校(92校)を訪問するなどの普及活動に加え、ウェブ広告・雑誌広告・電車内広告を行うなどにより、受験者増加に向けた取組を推進した。
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	人件費等について、海外企業・民間企業とのギャップ等の面で、モチベーションの維持・向上を図ることも重要との意見を踏まえ、顕著な功績を挙げた職員に対する表彰制度の導入を検討した(平成 25 年度より導入)。また、専門性、現場経験及び語学力を柱とした専門人材育成のための研修体系の構築に着手した(平成 25 年度より運用開始)。
	中小企業基盤整備機構	第59回独立行政法人評価委員会において、「東日本大震災への迅速な対応は評価すべきだが、支援を受けた中小事業者はどのように評価したのかを調査したのか。」と指摘されたことを踏まえ、平成24年度に仮施設設入居事業者に対し訪問ヒアリング調査を実施し、「早期に事業再開できた」など仮施設設整備事業について高い評価を得た。
国土交通省	土木研究所	土木技術の国際貢献について、海外のみならず、国内の災害から得られた知見の普及・啓発にも努められたいと指摘されたことを踏まえ、土木研究所と民間企業が共同開発した「土研式水位観測ブイ(投下型)」について、装置の改良や現地での実証試験を実施し、インドネシアの災害現場に機材提供と技術援助を行うことにより、国際貢献のみならず、技

		術の海外展開につなげることができた。
建築研究所		社会的要請の高い課題への重点的・集中的な対応について、今後急速な人口減少が進行する中で新築、中古、廃屋などのあり方、活用の提案を期待すると指摘されたことを踏まえ、個別研究開発課題「既存建築ストックの再生・活用を促進するための制度的課題の解明と技術基準に関する研究」では、既存建築ストックの再生・活用を円滑に実施するための制度的課題に関する誘導方策等の方向性を示すとともに、ストックの質を向上させるために必要な技術基準の整備に資するための研究を実施している。
交通安全環境研究所		鉄道の国際標準化の推進について、鉄道事業の国際的産業への展開の礎となると指摘されたことを踏まえ、平成 24 年度には、日本で初めての鉄道認証機関として、独立行政法人製品評価基準基盤機構より認定を取得し、さらに 2 件の認証書を発行するなど、認証機関としての業務を積極的に実施した。
海上技術安全研究所		業務運営に関する重要事項について、「事務職・技術職のラスパイレス指数が高いため、改善が求められる。」とされた。 国家公務員に準じた給与体系としており、既に国家公務員と同等の給与水準となっている。24 年度は国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に基づく国家公務員の給与の見直しに準じて、俸給及び諸手当の減額措置を実施している。今後も国家公務員の給与改定を踏まえた見直しを行う等の継続的な対応を行っていく。
港湾空港技術研究所		災害発生時の支援について、「今後の防災対策の検討においても、技術面で港空研の果たす役割は大きく、引き続き支援の強化が必要である。また、東日本大震災発生後の迅速な現地調査能力が高く評価されているが、引き続き体制の強化を期待する。」と指摘されたことを踏まえ、「ハリケーン・サンディによる米国東海岸高潮災害」等に対して、現地調査等のため研究者を派遣するとともに、東日本大震災への対応においては、「松島湾の海域環境復興を考える検討会」、「大船渡港湾口防波堤復旧に係る技術委員会」等に参画し、現地調査や技術指導を行うなど前年度に引き続き支援を行った。また、被災地支援を円滑に遂行すること等を目的として、国土交通省関東地方整備局との間で「災害時相互協力に関する協定」を締結し、研究所の被災地支援機能の強化を図った。
電子航法研究所		東日本大震災後における岩沼分室の復旧及び実験用航空機の更新が行われていることについて、災害に伴う研究計画の見直しについても適切に対応する必要があると指摘されたことを踏まえ、研究順序の入替え、実験規模の縮小と計画の見直しを行った。
航海訓練所		「業界の要望に応えるよう努力するとともに、基礎部分の訓練を十分に行うように要望する。」と指摘されたことを踏まえ、平成 24 年度においては、船員教育機関、海運業界等との意見交換会等により把握した求められる船員像等のニーズを細かな指導、反復実習等により、単独航海当直や出入港時における機器操作等、実習訓練の現場に反映し、船員として必要な基礎的知識・技術を身に付けさせた。
海技教育機構		「卒業生に対する業界の要望に応えていくよう工夫が必要である。」と指摘されたことを踏まえ、平成 24 年度においては、業界からの荷役に係る教材の充実や、より即戦力に近い機関士養成といった要望があったことを受けて、荷役に係る教科書の記述を大幅に改訂し、航海訓練所と連携して、練習船の機関開放整備等の手順等を撮影した視聴覚教材を作成するなど教材の充実、改善を図った。
航空大学校		「アサーションの実施方法の明確化等、事故再発防止策を講じたうえで、平成 23 年 10 月に帯広分校での訓練を再開したことは評価できるが、3年連続の航空機事故発生という

	<p>点を重くとらえるべきである。過去の教訓が生かされているとは言い難く、徹底的な検証と対策の策定を通じた更なる改善の努力を望む。」と指摘されたことを踏まえ、事故の徹底的な検証を行い、事故再発防止策として、飛行訓練装置による緊急操作手順の確認、訓練前の訓練エリア詳細地図を用いた安全訓練高度等の確認、教官の技量の臨時検査等を実施した。今後とも安全管理体制の強化(飛行前の機体点検、健康状態の確認及び訓練把握のための体制構築)を通じ、更なる改善を図っていく。</p>
自動車検査	<p>国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項について、「検査情報の有効活用、受検者への適正な情報提供等、高度化施設の活用について、引き続き取組み、今後の成果に期待」と指摘されたことを踏まえ、新規検査等において取得した画像と継続検査等における車両の照合を行うことにより、受検者に対して不正受検の抑制を促すとともに、継続検査における不正二次架装等の不正受検の排除に努めている。</p> <p>また、高度化施設により取得した検査情報がリコールをはじめとした各種国土交通施策に有効活用されるよう、国土交通省と連携して、抽出すべき情報、その分析方法について検討し、検査情報の有効活用に向け取り組んでいる。</p> <p>更に、利用者の方々に適切な点検・整備を実施していただくことを促進する観点から、検査が不合格であった車両に対し、測定値等の審査結果情報の提供を全事務所において実施している。</p>
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	<p>「国際協力について、日本の高い技術の海外への普及及び実際の建設に結びつけるためには、今後とも重要な局面が続くため、引続き重点的に推進して欲しい。」と指摘されたことを踏まえ、国土交通省等の関係機関との連携を図りつつ、海外への専門家の派遣及び各国の研修員等の受入れ等を実施し、各国の高速鉄道計画に対する技術協力を継続的に実施した。</p>
国際観光振興機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時の対応について、東日本大震災に関する情報の海外への発信については、原発問題の一般情報、放射線量情報等をウェブサイトに掲載するなど、継続的に正確な情報発信を行っている。さらに海外現地のメディアや旅行会社に対するメール配信等を通じて正確な情報提供を行い、訪日旅行者の不安の払しょくに努めている。</li> </ul> <p>また、緊急事態発生時の業務執行体制の確保については、平成24年度に、事業継続計画(Business Continuity Plan)(本部)及び海外における緊急事態対応マニュアル(海外事務所)の整備を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海外事務所を中心としたネットワークやノウハウを活用すること等について、機構の海外事務所のネットワークを活用した現地の最新の市場動向・ニーズの継続的な把握、海外現地メディアを通じた広報活動、日本向けツアーの現地旅行会社による企画・販売促進、一般消費者への観光情報発信等、海外現地のマーケティングプロモーション活動を行うとともに、これらの活動を通じて情報収集・分析した海外訪日旅行市場の最新情報を観光庁にタイムリーに提供し、「ビジット・ジャパン事業」の企画・立案業務に貢献している。また、平成24年度に新たに導入された外国人観光案内所認定制度に基づき、「JNTO認定外国人観光案内所」として342カ所(平成24年度時点)を認定するとともに、各種情報提供等を通じ、全国の案内所のサービスの質の維持・向上を図っている。</li> </ul> <p>さらに、地方自治体、民間事業者等の事業パートナーに対し、「JNTO 業務報告会」、「JNTO 個別相談会」、「JNTO インバウンド旅行振興フォーラム」等を通じ、海外プロモーション事業を行う上で有益な情報提供やアドバイスをを行っている。</p>

		<p>こうした中で、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」(平成 25 年6月 11 日観光立国推進閣僚会議決定)では、「本年(平成 25 年)史上初めて訪日外国人旅行者数 1000 万人を達成し、さらにはその先の目標である 2000 万人の高みを目指すためには、政府一丸となって取組みを強化する必要がある」とされ、「日本再興戦略」(平成 25 年6月 14 日閣議決定)においても、「観光は、観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会の実現のため、日本の強みを生かして成長が期待できる分野であるとされ、政策資源を一気通貫で集中投入すべき分野」とされている。</p> <p>このため、これまで以上にオールジャパンで関係者の総力を挙げ、それぞれの能力を最大限発揮することが求められており、JNTOとしても、海外事務所が有するネットワークを十分に活用し、観光庁及び関係団体と協働して、外客誘致の取組みを進めていくこととしている。</p>
	水資源機構	<p>武蔵水路改築工事現場で発生した2件の油流出事故は、事故後に適切な対応が取られ水道用水供給に影響は生じなかったものの、今後は安定的、良質な用水供給のため、水質事故の再発防止に努められたいと指摘されたことを踏まえ、事故を教訓として、「油を漏らさない」、「油を武蔵水路に入れない」、「油を荒川に流下させない」の3重の対策を講じることとし、各機械・設備及び場内における養生対策を徹底するとともに、武蔵水路内に油が流出した際の緊急対応について機構及び施工業者間での連絡・連携体制強化を図った。</p>
	自動車事故対策機構	<p>「確実な業務運営を行う上で、業務の効率化や組織運営の効率化について、引き続き検討、実施することが求められる。」と指摘されたことを踏まえ、主管支所及び支所の合理化について、平成 24 年度は組織合理化検討委員会・組織合理化プロジェクトチームを設置することにより体制を確立し、基礎調査を実施し合理化の方向性を検討した。</p> <p>さらに、指導講習・適性診断に係るインターネット予約について予約受付開始を1ヶ月以上早めるなどにより、利便性の向上を図った結果、インターネット予約率は指導講習で 52.5 % (平成 23 年度 18.0 %)、適性診断で 32.1 % (同 18.4 %)となり、また、契約事業者及び貸出機器による一般診断の利用促進を図った結果、支所以外での一般診断受診者の割合は、47.4 % (同 42.5 %)となり、電話対応等の時間が減少するなど、受付業務等の効率化が図られた。</p>
	空港周辺整備機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>「本社機能の福岡への移転後においても、理事長等と監事との意見交換や役職員相互の意思疎通を適時適切かつ積極的に行うことにより、引き続き機構の役割が十分に発揮できるよう努めること。」と指摘されたことを踏まえ、原則毎月、役員(監事を含む)と管理職による会議を開催し、事業実施状況や課題等について意見交換を行い、役員から出された意見や指示を各管理職が持ち帰り課内ミーティング等で各職員へ周知するなど、役職員の意思疎通を図っている。また、業務運営の方針等、重要事項については、必要に応じ理事会を開催し、審議を行っており、職員もオブザーバー参加できるようにしている。</li> </ul> <p>このほか、理事長と監事の間において、随時、意見交換を行っている。</p> <p>なお、監事監査(定期監査)において、内部統制の整備・運用に係る監査を実施しており、内部統制の取り組みについては適切に行っており、引き続き取り組みを継続するよう、理事長あて報告がなされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「福岡の各事業についても、更なる事業費の縮減や事務の効率化を図るとともに、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)を踏まえ</li> </ul>



	<p>た取り組みを実施すること。」と指摘されたことを踏まえ、「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」は平成25年1月に凍結されたが、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律」(平成25年法律第 67号)に基づき、福岡空港に係る空港運営の民間委託等が行われることとなる際に、国において福岡空港の周辺環境対策について実施主体の検討が行われる中で、機構は業務を適正かつ円滑に進めるための方策の検討を行うこととしている。</p> <p>それまでの間は、これまで実施してきた事業費の縮減や事務の効率化を引き続き実施することとしている。</p>
海上災害防止センター	<p>「監事、会計監査人に指導、提言を受けつつ、役員のイニシアティブの下、検討を進め、内部統制の更なる向上に努めること。」と指摘されたことを踏まえ、内部統制については、主として次の措置を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災を踏まえた業務継続計画(BCP)の策定</li> <li>・監事監査にあわせてのリスク評価の実施</li> <li>・情報セキュリティー対策の決定</li> <li>・業務継続計画に基づく、備蓄食料や水、通信回線の確保等の対応</li> </ul>
都市再生機構	<p>東日本大震災からの復興に係る取り組みについて、「準備段階での取り組みに時間を要することは理解できるが、復興に向けた国民全体の期待感に応え、我が国全体に活力を生み出していくためにも、機構のノウハウとマンパワーを活かした一層の復興事業の推進支援が必要」と指摘されたことを踏まえ、機構全体の厳しい人員削減の中、現地復興支援体制を平成 23 年度末の 74 名体制から平成 24 年度末には 220 名体制に強化した。</p> <p>また、復興まちづくり事業等を迅速に進めるため、段階的な工事を大括りし、設計・施工・マネジメントをまとめて発注する新たな発注方式(CM 方式)を機構が国(復興庁、国交省)とも連携し先導的に導入(平成 24 年度末時点で女川町など3市町5地区で契約済)。これにより、契約手続きの簡素化・期間短縮、民間ノウハウの活用による工期の大幅な短縮が図られると共に、オープンブック方式による透明性と地元参入確保を可能とし、事業がスピードアップした。</p>
奄美群島復興開発基金	<p>群島民のニーズの把握の必要性、融資先等に対する個別経営アドバイス等による債権健全化の重要性について指摘されたことを踏まえ、セミナーの実施、個別経営サポートの実施・強化などに取り組んだ。</p>
日本高速道路保有・債務返済機構	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ホームページに関して、「どのような方がどのような情報を得るためにアクセスしているのかなどを把握、分析し、どのような情報を充実させていくべきなのかを整理した上で、さらにホームページの改善がなされることが望まれる。」と指摘されたことを踏まえ、ホームページについては、より使い勝手の良いものとするため、アクセスデータの収集・解析やユーザーへのアンケート調査を実施し、閲覧動向や改善要望を把握した上で、次のように情報を検索しやすくするための工夫や情報の充実を図り、全面的にリニューアルした。</li> <li>・ 決算の概要や債務返済の実績等の機構として特に積極的に発信したい情報について、それぞれ分かりやすく解説したページを新設するとともに、トップページの見やすい位置にバナーを設置。</li> <li>・ 掲載情報を主なカテゴリーごとに整理し、そのバナーをトップページに掲出するとともに、高速道路関連情報等の積極的に公開すべき情報をより上位の階層に掲載。</li> <li>・ トップページのアクセスランキング上位ページ欄の充実。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・トップページの各バナーにプルダウンリストを設置。</li> <li>・ホームページ内検索システムの機能の充実。</li> <li>・各ページ内に関連する情報ページへのリンクを設置。等</li> </ul>
	住宅金融支援機構	<p>団体信用生命保険等業務について、「長期・固定金利の住宅ローンに対応した安定的な制度となるよう、第二期中期目標期間において適切な業務運営を行う必要がある」と指摘されたことを踏まえ、金融機関及び住宅事業者に対する経営層も含めた団信加入促進の依頼や、不加入希望者へのダイレクトメールによる勧奨(約1万6千通)等を行った。その結果、フラット35の事業量が高水準で推移する中、平成24年度における団信業務収支は、平成23年度と比較して19億円改善した。</p>
環境省	国立環境研究所	<p>特に資源循環・廃棄物研究分野においては、原発事故の後での放射性物質に汚染された廃棄物、土壌の処理についての研究を新たに始め、現実の課題に対する対応を迅速に進めるなど、優れた対応を取っていることは高く評価される。震災対応に関しては、極めて多くの分野に跨る研究・調査業務があり、震災対応業務と、中期計画で定められた研究計画との調整が課題である。出来れば研究者人員を増強しまとまりのあり且つ表に見える研究組織として立ち上げることが望ましい。</p> <p>上記指摘を踏まえ、平成25年3月に中期目標・中期計画を見直し、災害環境研究に関する研究の実施を明確に位置づけた。</p> <p>また、人員面でも研究体制の強化のため、平成25年度予算において25人分の人件費増額が計上された。</p> <p>さらに、災害環境研究の現地研究拠点となる福島支部の開設に向け、平成25年10月に福島支部準備室を設置し、所内連携をより一層強化し、支部設置に向けた諸準備を進めるとともに、総合的、分野横断的に研究を推進した。</p>
	環境再生保全機構	<p>地球環境基金業務における助成事業について、「応募件数は減少しており、今後、それらの理由を検討するなどの取組が求められる。」と指摘されたことを踏まえ、新たな取組として研修・講座と併せて助成金説明を行うとともに助成金募集案内のリーフレット作成やWEB上での広報展開、助成実績が少ない地域での助成金説明会の実施など広報強化等に努めたところ、応募件数を対前年度比10.7%増とすることができた。</p>
法務省	日本司法支援センター	<p>内部統制・ガバナンスの強化等について、「いまだコンプライアンス体制の整備、強化に向けた取組の余地が認められる」と指摘されたことを踏まえ、新たに、当ガバナンス推進委員会によりコンプライアンス・マニュアルを作成し、それを職員に周知するなどの取組を行った。</p> <p>組織の見直しについて、「被災者の法的サービスに対する需要の大きさに照らせば、設置すべき場所の全てに出張所を設置するという課題が残っている」と指摘されたことを踏まえ、被災地出張所を3か所新設し、被災地出張所の設置目標を達成した。</p>

## イ 独立行政法人の役員報酬及び人事への反映の公表状況

独立行政法人の毎事業年度終了後及び中期目標期間終了後の業務実績に対する府省評価委員会の評価結果については、「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定、図表45参照)及び「公務員制度改革大綱」(平成13年12月25日閣議決定、図表45参照)において、「独立行政法人通則法の定めるところに従い、報酬(役員給与・退職金の大幅カットを含む。)や役員人事(解任を含む。)に反映させる。」とされている。さらに、その反映状況については、「独

立行政法人の業務の実績についての評価結果の役員報酬、人事への反映について」(平成14年5月31日内閣官房行政改革推進事務局事務連絡)により、各法人は毎年度公表することとされている。

評価結果の役員報酬への反映状況については、平成26年10月までにすべての府省で、その所管する法人のホームページ等において、役職員の報酬・給与等の公表の一環として、「平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方」欄により公表されているところである。評価結果の役員人事への反映状況については、平成26年9月末現在、内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、原子力規制委員会は、その所管する法人において公表されている。

図表 45. 評価結果の役員報酬等への反映に関する閣議決定

○「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)(抜粋)
Ⅲ 特殊法人等の改革のために講ずべき措置その他の必要な事項
3 独立行政法人
(2) 組織及び運営の基本
ハ 役員給与等の支給基準を定め、外部有識者からなる評価委員会の評価を受けるという独立行政法人制度を通じて、毎事業年度終了後及び中期目標期間終了後に業務の実績について評価を行う。その評価結果については、独立行政法人通則法の定めるところに従い、報酬(役員給与・退職金の大幅カットを含む。)や役員人事(解任を含む。)に反映させる。
○「公務員制度改革大綱」(平成13年12月25日閣議決定)(抜粋)
Ⅱ 新たな公務員制度の概要
3 適正な再就職ルール確立
(2) 特殊法人等への再就職に係るルール
③ 独立行政法人
イ 役員給与等の支給基準を定め、外部有識者からなる評価委員会の評価を受けるという独立行政法人制度を通じて、毎事業年度終了後及び中期目標期間終了後に業務の実績について評価を行う。その評価結果については、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)の定めるところに従い、報酬(役員給与・退職金の大幅カットを含む。)や役員人事(解任を含む。)に反映させる。

#### ウ 独立行政法人の予算等への反映の公表状況

独立行政法人の業務実績に対する評価の予算等への反映状況については、平成14年7月9日の閣議後の閣僚懇談会において、小泉内閣総理大臣(当時)から、独立行政法人の業務実績の評価の結果を、予算等に速やかに反映させるとともに、その反映状況を国民に分かりやすい形で、積極的に公表するよう指示等が行われた。

## 2 政策評価・独立行政法人評価委員会による業務実績評価の状況

### (1) 取組方針等

#### ア 14年度における評価の取組

政策評価・独立行政法人評価委員会は、平成13年度業務実績の評価に併せて、「平成13年度における独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての第2次意見～独立行政法人評価の厳格性・信頼性の向上のために～」(平成14年12月26日政策評価・独立行政法人評価委員会。以下「第2次意見」という。)を取りまとめた。この第2次意見は、府省評価委員会がそれぞれの基準に基づいて評価を行うことのメリットを確保しつつ、政府全体として、評価の厳格性・信頼性を向上させるため、重要な事項について、適切な評価活動を確保することを狙いとしており、言わば共通の「評価活動準則」に当たるものとして機能することを期待している。政策評価・独立行政法人評価

委員会は、府省評価委員会においてこの意見の具体化に向け積極的かつ適切な対応が行われ、次回以降の評価において逐次反映されることを要望するとともに、今後、この意見に沿う評価の推進に努めることとしている。

#### イ 15 年度における評価の取組

政策評価・独立行政法人評価委員会は、第2次意見のうち、「予算、収支計画及び資金計画の実施状況等の評価について」及び「業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置の実施状況の評価について」に掲げた事項について、「平成 14 年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項(報告)」「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係(平成 15 年7月 31 日財務内容の改善等についての評価方法の在り方に関する研究会)を取りまとめ、政策評価・独立行政法人評価委員会として特に関心を持つべき事項を整理し、各府省及び府省評価委員会に送付した。

#### ウ 16 年度における評価の取組

平成 15 年 10 月以降、特殊法人等改革等に伴い、振興助成・融資業務、公共用物・施設の設置・運營業務等を行う法人が新たに多数設置されたことを踏まえ、独立行政法人評価分科会では具体的な評価の在り方等について、法人の業務類型に着目し、専門家である委員により横断的研究を進めることとした。このため、16 年2月以降、「研究開発関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」、「教育・指導・訓練関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」、「公共用物・施設設置運営関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」、「振興助成・融資関係法人の評価方法の在り方に関する研究会」をそれぞれ開催し、16 年6月 30 日、研究会報告書を取りまとめた。また、財務研究会を開催し、特殊法人等から移行した主要な独立行政法人について、平成 15 年度の財務諸表等の分析・検討を行うとともに、過去の年度評価意見等を踏まえ、重点的にみるべき事項の検討作業を進め、その結果を「平成 16 年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項(「財務内容の改善」及び「業務運営の効率化」関係)」として、17 年7月 11 日に、独立行政法人評価分科会に報告した。

#### エ 19 年度における評価の取組

平成 19 年度には、業務実績評価について、これらの第2次意見、研究会報告書及び「平成 16 年度業務実績評価の結果についての評価における関心事項」を基本としつつ、中期目標期間終了時の事務・事業の見直しを視野に入れた評価や業務運営の一層の効率化等に資する評価に重点を置くこととすること等を当面の基本的な取組方針とする「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針」(以下「当面の取組方針」という。)を決定、公表した。(資料 25「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針」(平成 19 年7月 11 日政策評価・独立行政法人評価委員会)参照)。

#### オ 20 年度における評価の取組

平成 20 年度においては、基本的には当面の取組方針に基づき評価を行うこと、評価に際して「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19 年 12 月 24 日閣議決定)等の政府における新たな取組に的確に対応すること等の方向性を示すとともに、既往の勧告の方向性指摘事項等について当面の作業において着目することとした。(資料 26「平成 19 年度業務実績評価の取組について」(平成 20 年7月 14 日政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会)参照)。また、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成 19 年8月 10 日閣議決定)において、国における随意契約の見直しの取組を踏まえ、各独立行政法人は「随意契約見直し計画」を策定することとされたこと等から、独立行政法人評価分科会に随意契約等評価臨時検討チームを設置し、「入札・契約の適正化に係る評価における関心事項」を取りまとめた(資料 27「入札・契約の適正化に係る評価

における関心事項」(平成20年9月5日政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会随意契約等評価臨時検討チーム)参照)。

#### カ 21年度における評価の取組

平成21年度においては、業務実績評価について、当面の取組方針における評価の視点を削ることなく構成を整理した上で、新しい視点を加えた「独立行政法人の業務実績に関する評価の視点」(以下「評価の視点」という。)を政策評価・独立行政法人評価委員会で決定した(資料28「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」(平成21年3月30日決定 平成22年5月31日最終改正政策評価・独立行政法人評価委員会)参照)。また、評価の視点に沿って、独立行政法人評価分科会で決定した「平成20年度業務実績評価の具体的取組について」において特に留意するとした、契約並びに諸手当及び法定外福利費に関する事項については、各府省の協力を得て実態調査を実施し、その結果を当委員会の二次評価のみならず、各府省評価委員会における一次評価へ活用するため、各府省評価委員会にもフィードバックした。

#### キ 22年度における評価の取組

平成22年度においては、独立行政法人の保有資産の有効活用や国庫納付等の推進が大きな課題となっていること及び平成22年3月に総務省の研究会で内部統制について考え方がとりまとめられたことを踏まえ、評価の視点を改正するとともに、独立行政法人評価分科会において「平成21年度業務実績評価の具体的取組について」を策定した(資料29-1「平成21年度業務実績評価の具体的取組について」(平成22年5月31日政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会)参照)ほか、「独立行政法人の抜本的な見直しについて」(平成21年12月25日閣議決定)に基づく行政刷新会議における独立行政法人の抜本的見直しの取組を注視しつつ、評価が実施された。二次評価においては、保有資産について各府省及び各法人の協力を得て実態把握を実施し、調査結果を活用した。

#### ク 23年度における評価の取組

平成23年度においては、3月に発生した東日本大震災の発生に伴う被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、二次評価を効果的、効率的に行うものとし、法人のミッションを踏まえた業務実績評価を行うこと等を内容とした「平成22年度業務実績評価の具体的取組について」を決定した(資料29-2「平成22年度業務実績評価の具体的取組について」(平成23年4月26日政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会)参照)。また、二次評価においては、内部統制の更なる充実・強化を図るために参考となる留意点・取組を提示した。

#### ケ 24年度における評価の取組

平成24年度において、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」(平成24年3月23日行政改革実行本部決定)で示された観点を踏まえつつ、「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」を決定した(資料29-3「平成23年度業務実績評価の具体的取組について」(平成24年5月21日政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会)参照)、二次評価においては、内部統制の更なる充実・強化を図るために参考となる留意点・取組を提示した。

#### コ 25年度における評価の取組

平成25年度においては、「平成24年度業務実績評価の具体的取組について」(資料29-4「平成24年度業務実績評価の具体的取組について」(平成25年5月20日政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会)参照)に沿い、法人の管理運営に関する事項(保有資産、内部統制等)について重点化を図りつつ、法人の各業務について網羅的にチェックした。

## (2) 評価活動の概要

平成 25 年8月下旬ないし9月下旬、府省評価委員会等から政策評価・独立行政法人評価委員会に対して平成 24 年度の評価結果が通知されたことを受けて、政策評価・独立行政法人評価委員会は、府省評価委員会等の評価結果の点検作業等を迅速、効率的かつ効果的に行うため、ワーキング・グループにおいて集中して検討を行った(分科会及びワーキング・グループにおける審議状況については、図表 46 及び図表 47 を参照)。

政策評価・独立行政法人評価委員会は、上記のワーキング・グループが整理した作業結果を踏まえ、府省評価委員会等における各独立行政法人等の評価結果について個別に意見(以下「個別意見」という。)を述べる必要があると認められたものや各主務大臣の所管する独立行政法人等に共通して意見(以下「共通意見」という。)を述べる必要があると認められたものについて、政策評価・独立行政法人評価委員会の意見として各府省評価委員会等に通知した(各府省評価委員会等に対する個別意見は第2部第2節3「業務実績評価結果の概要」を参照)。

当該意見の検討に当たっては、法人のミッションを踏まえつつ、内部統制や保有資産を始めとする前年度の指摘事項等のフォローアップに重点を置いて、府省評価委員会等の評価結果の二次評価を行った(図表49参照)(平成25年12月16日通知)。

図表 46. 独立行政法人評価分科会における審議の状況

開催年月日	委員会・分科会別	審議内容
平成 25 年 5月 20 日	独立行政法人 評価分科会	・役員の退職金に係る業績勘案率(案)について ・「平成 24 年度業務実績評価の具体的取組について」の 策定等について
9月 3 日	独立行政法人 評価分科会	・平成 25 年度の事務・事業の見直しについて ・役員の退職金に係る業績勘案率(案)について
9月 17 日	独立行政法人 評価分科会	・見直し当初案に関する各府省ヒアリング(法務省、経済 産業省、環境省)
9月 26 日	独立行政法人 評価分科会	・見直し当初案に関する各府省ヒアリング(厚生労働省、 国土交通省及び文部科学省)
9月 30 日	独立行政法人 評価分科会	・見直し当初案に関する各府省ヒアリング(文部科学省)
11 月 1 日	独立行政法人 評価分科会	・平成 25 年度末に中期目標期間が終了する見直し対象 法人に係る主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の 方向性の検討状況について ・平成 24 年度業務実績評価について
12 月 16 日	政策評価・独立 行政法人評価 委員会	・中期目標期間終了時の主要な事務及び事業の改廃に 関する勧告の方向性(案)について ・平成 24 年度における独立行政法人等の業務の実績に 関する評価の結果等についての意見(案)について
	独立行政法人 評価分科会	・役員の退職金に係る業績勘案率(案)について
平成 26 年 3月 13 日	独立行政法人 評価分科会	・平成 25 年度末に中期目標期間が終了する法人の新中 期目標(案)等について ・役員の退職金に係る業績勘案率(案)について

図表 47. 平成 25 年度に開催されたワーキング・グループにおける審議の状況

名称 ( )は開催数	構成委員	対象法人	開催日	
第1ワーキング・グループ (10回)	鈴木臨時委員◆ 阿部臨時委員 荒張臨時委員 川合臨時委員 河野臨時委員	総務省所管4法人 外務省所管2法人 農林水産省所管13法人 文部科学省所管1法人	4月17日 4月25日 6月12日 7月3日 7月10日	8月1日※ 9月11日 10月16日 11月20日 2月12日
第2ワーキング・グループ (10回)	岡本臨時委員 出雲臨時委員 齋藤臨時委員 瀬川臨時委員 山谷臨時委員◆	財務省所管7法人 経済産業省所管10法人 環境省所管2法人 原子力規制委員会所管1法人 法務省所管1法人	4月18日 6月14日 7月24日 7月26日 7月29日※ 8月1日※	10月11日 10月21日 11月29日 2月14日
第3ワーキング・グループ (15回)	梶川臨時委員◆ 浅羽臨時委員◆ 有信臨時委員 河井臨時委員 森泉委員	文部科学省所管23法人	4月23日 6月7日 6月14日 6月28日 7月8日 8月6日 8月9日 8月26日	9月11日※ 9月25日 10月8日 10月25日 11月8日 11月18日 2月12日
第4ワーキング・グループ (14回)	縣臨時委員◆ 石田委員 木村臨時委員 工藤臨時委員 玉井臨時委員◆	国土交通省所管20法人	4月18日 6月11日 7月4日 7月8日 7月18日※ 8月21日 9月17日	10月10日 10月25日※ 11月7日 11月11日 11月18日 12月2日 2月5日
第5ワーキング・グループ (13回)	梅里委員 大西臨時委員 河村臨時委員◆ 園田臨時委員 宮本臨時委員	内閣府所管3法人 厚生労働省所管19法人 防衛省所管1法人	4月22日 5月14日 6月27日 7月2日 7月12日 8月8日※ 9月10日	9月13日 10月17日 10月23日 11月15日 11月20日 2月10日
国立大学法人等評価ワーキング・グループ (1回)	梶川臨時委員◆ 浅羽臨時委員◆ 有信臨時委員 河井臨時委員 森泉委員	国立大学法人及び大学 共同利用機関法人	11月18日	

- (注) 1 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。  
 2 開催日のうち、※は委員による現地視察を実施したものである。なお、ワーキング・グループと現地視察を同日に開催したものについては、その旨を( )書きで記載している。  
 3 ◆は政策評価・独立行政法人評価委員会の委員等の改選により、平成26年2月以降のワーキング・グループには参加していない委員を表す。

### (3) 平成26年度以降の当面の視点等の決定

第186回国会(常会)において、独立行政法人通則法の一部を改正する法律案が成立し、平成27年4月から新たな独立行政法人制度がスタートすることとなり、政策評価・独立行政法人評価委員会が廃止され、新たに独立行政法人評価制度委員会が設置されることとなる。そのため、平成26年度においては、新制度へ円滑に移行するための準備作業が必要となることを踏まえ、「独立行政法人評価分科会における平成26年度の取組について」(平成26年5月29日政策評価・独立行政法人評価委員会 独立行政法人評価分科会)を決定した。

この中で、二次評価については、過去の指摘を踏まえた取組や、電子化等による業務の効率化に

関する取組状況を明らかにした上で評価を行っているが等の視点から行うこととしている。

#### (4) 独立行政法人の業務運営への反映状況

政策評価・独立行政法人評価委員会は、上記の府省評価委員会の業務実績に関する評価結果についてそれぞれ評価を行い、必要な意見を述べてきた。平成23年度業務実績評価について、政策評価・独立行政法人評価委員会が各府省評価委員会に通知した意見は、例えば、評価方法の改善、評価の視点の見直し、評価書の記述方法、評価対象の拡充等に反映されてきている。

図表 48. 政策評価・独立行政法人評価委員会の意見の反映状況

所管府省	法人名	政策評価・独立行政法人評価委員会の意見の反映の概要
内閣府	国立公文書館	<p>今後の評価に当たっては、過去の実績等を踏まえた目標値の妥当性についても評価を行うべきであると指摘されたことを踏まえ、平成25年度計画に以下のとおり反映させることとした。 (平成24年度数値目標との比較)</p> <p>① 修復計画: 重修復270冊、軽修復6,000冊、リーフキャスト5,500丁については、実績を踏まえ現状どおりとするが、実態を把握した上で今後の修復の計画に反映</p> <p>② 要審査文書の処理目標数 1,500冊→2,100冊</p> <p>③ デジタルアーカイブ・アクセス件数 約22万件→約24万件</p> <p>④ 貸出審査に当たっての平均審査日数 15日→7日</p> <p>⑤ 研修の受講者数 350名程度→公文書管理研修について積極的に受入れを行うとともに、アーカイブズ研修は180名程度</p>
総務省	情報通信研究機構	「今後の評価に当たっては、保有財産の保有の妥当性等についてより一層厳格な評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、保有財産について、減損兆候調査により、業務実績、使用範囲、業務環境の変化を確認した。その結果、現状において実物資産の不十分な活用はなかった。
	統計センター	「今後の評価に当たっては、年度計画及び同計画の評価指標に中期目標及び中期計画の内容が的確に反映されているかについてもチェックをした上で、より一層厳格な評価を行う必要がある。」とされていることを踏まえ、平成24年度の実績評価においては、中期目標及び中期計画の内容を年度計画の個々の評価指標に反映させた評価を行った。
	郵便貯金・簡易生命保険管理機構	「今後の評価に当たっては、最上位の評価を行うに当たっては、評価の透明性の観点から、事案の発生要因と再発防止策についての十分な分析及び業務委託者としての管理監督責任について、厳格に評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、平成24年度業務実績評価においては、委託先等への管理監督及び再発防止策の実施について、より詳細に記述し、厳格に評価を行った。
外務省	国際協力機構	「内部統制の充実・強化」に関し、24年度は理事会での内部統制審議及び部署別の年間計画を通じたリスクの評価と対応を適切に行った。また、監事監査報告における提言を受けて、海外投融资の本格再開に伴うリスク管理体制強化を行うなど各部署にて適切に対応した。さらに、監事監査報告から対応状況の報告及び外部公開までの期間を迅速化した(24年度6か月、25年度4か月)。
	国際交流基金	個別に指摘のあった自己収入の拡大について、企業への働きかけや、基金ホームページ内にある寄附案内ページのリニューアル等の広報努力を行った結果、平成24年度の一般寄附金収入については、年度計画額には達しなかったものの、平成22年度、平成23年度の実績額を上回る収入を上げた。また、外務省独立行政法人評価委員会においては、法人の寄附金受入拡大の取組や受入額の推移等を確認した上で、自己収入の拡大を促す観点から評価を行った。
財務省	酒類総合研究所	「今後の評価に当たっては、保有資産の保有の妥当性等についてより一層厳格な評価を行う必要がある」と指摘されたことを踏まえ、保有する土地、建物等の活用状況、東京事務所の在り方の検討状況について報告を受け、それらを踏まえた評価を行った。
	造幣局	<p>「今後の評価に当たっては、偽造防止上の観点に配慮しつつ、固定的な経費の算定根拠となるデータ及び増減要因を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、より厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、固定的な経費について、算定根拠となるデータ及び増減要因、削減状況について報告させ評価を行った。</p> <p>「今後の評価に当たっては、偽造防止上の観点に配慮しつつ、研究課題の設定プロセスのほか、研究開発の事前・中間・事後の段階で行われた研究評価の実施状況、評価に係る規程類の整備状況、研究テーマ別の予算の管理状況などを明らかにさせた上で、より厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、研究開発について、研究課題の設定・評価プロセス、研究開発に係るPDCA、研究評価の状況、評価に係る規程類の整備状況について報告させ評価を行った。</p> <p>「今後の評価に当たっては、偽造防止上の観点に配慮しつつ、投資に至るまでの意思決定プロセスや本法人の経営に大きな影響を及ぼす案件の投資目的・効果などを明らかにさせた上で、設</p>



		備投資の妥当性についてより厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、施設整備について、投資に至るまでの意思決定プロセス及び意思決定の状況について報告させ評価を行った。
	国立印刷局	<p>「今後の評価に当たっては、偽造防止上の観点に配慮しつつ、固定的な経費の算定根拠となるデータ及び増減要因を業務実績報告書等で明らかにさせた上で、より厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、固定的な経費について、算定根拠となるデータ及び増減要因、発生要因分析について報告させ評価を行った。</p> <p>「今後の評価に当たっては、偽造防止上の観点に配慮しつつ、研究課題の設定プロセスや事前・中間・事後の段階で行われている研究評価の実施状況などを明らかにさせた上で、より厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、研究開発について、研究課題の設定・評価プロセス、研究開発に係るPDCA、研究評価の状況について報告させ評価を行った。</p> <p>「今後の評価に当たっては、偽造防止上の観点に配慮しつつ、投資に至るまでの意思決定プロセスや本法人の経営に大きな影響を及ぼす案件の投資目的・効果などを明らかにさせた上で、設備投資の妥当性についてより厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、施設整備について、投資に至るまでの意思決定プロセス及び意思決定の状況について報告させ評価を行った。</p>
文部科学省	国立文化財機構	<p>講演会及びギャラリートークの参加者数について、「今後の評価にあたっては、目標値の設定根拠を明らかにし、その妥当性について言及した上で評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、平成24年度評価書では、全ての定量評価項目について、目標値を設定した基準・根拠について、過去の目標値との比較を含め詳細に理由を記載し、その妥当性を明らかにした上で、評価を受けた。</p> <p>また、目標値を設定していない項目についても、実績値を参考値として記載し、目標値を設定していない理由を記載した。</p>
	日本芸術文化振興会	<p>伝統芸能の伝承者の養成研修及び既成者研修の実施について、「今後の評価に当たっては、目標を達成していない項目の原因・理由を明らかにした上で、その妥当性について評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、次年度業務実績評価資料においては、未達成の要因の分析及び研修内容・研修方法の見直し等について明記することとし、より適正な評価に努めた。</p>
	宇宙航空研究開発機構	<p>英語版サイトへのアクセス数について、「今後の評価に当たっては、目標を達成する見込みがない項目について、その原因・理由を明らかにした上で、中期計画達成に向けた取組を促す評価を行うべきである。」との指摘されたことを踏まえ、近年ウェブサイト以外にYouTubeやTwitter、Facebookなどの新たなメディアが登場し、これらの利用頻度が高まってきた環境の変化を踏まえた評価を実施した。</p> <p>具体的には、中期計画に基づく多様な手段による広報活動として、公式サイト以外にこれらのメディアを通じた英語での情報発信を開始し、これらに対するアクセス数を加えると19年度実績の2倍を上回る約120万件を達成していることを考慮し、英語による情報発信の目標達成状況を評価した。</p>
厚生労働省	国立健康・栄養研究所	<p>「今後の評価に当たっては、若手育成型の補助金等の獲得件数について、過去の実績等を踏まえ、あらかじめ具体的な数値目標を設定させた上でその達成度を明らかにし、厳格に評価すべきである」と指摘されたことを踏まえ、平成25年度計画より若手育成型の科学研究費補助金及び助成事業における外部資金における件数の目標値を定め、業績評価において適切に評価することとした。</p> <p>「今後の評価に当たっては、将来の研究人材の育成について、現行の中期計画及び平成23年度計画において、研究員を広く大学院や関係機関等に年間100名以上派遣し、研究所の持つ情報・技術等を社会に還元することを目標としているが、23年度の業務実績報告書では「71名」を派遣、「53名」を派遣との記述のみとなっており、目標である100名以上の派遣が達成されているかが明らかでない上、このことについて評価結果においても言及されていないため、業務実績報告書等に数値目標に係る実績を明確かつ分かりやすく記載させた上で、その達成度についても評価すべきである。」と指摘されたことを踏まえ、平成24年度の実績評価からは研究者の相互交流や研究技術の交換のための大学及び民間企業等への派遣先での身分及び人数を明確かつ分かりやすく明記し評価を行った。</p>
	労働安全衛生総合研究所	<p>「今後の評価に当たっては、中期目標に沿って、学際的な研究に関する実績を明らかにさせた上で、法人統合による研究分野の融合や研究成果についての評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、産業安全分野、労働衛生分野の統合効果に関する視点からの評価を加えることとした。</p>
	高齢・障害・求職者雇用支援機構	<p>「今後の評価に当たっては、常用就職率を評価の視点に加えることを検討させるとともに、定員充足率も含めた全国の各施設における業務実績を明らかにさせた上で、よりの確かつ厳格に評価すべきである。」と指摘されたことを踏まえ、平成24年度の業務実績の評価に当たっては、常用就職率を評価の視点に加えるとともに、定員充足率も含めた全国の各施設における業務実績を明らかにした上で、評価を行った。</p>
	労働者健康福祉機構	<p>産業保健推進センターについては、「今後の評価に当たっては、中期目標期間終了時までの各年度における運営費交付金の削減額について、業務実績報告書等で進捗状況を明らかにさせた</p>

		上で、評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、運営費交付金の削減額について業務実績報告書において明らかにした上で、評価を行った。
	医薬品医療機器総合機構	「今後の評価に当たっては、総審査期間だけでなく、申請者側期間及び行政側期間それぞれの目標達成状況を確認し、実績が計画を下回った場合には、その要因分析及び改善方策を明らかにさせた上で、法人の取組について厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、総審査期間だけでなく、申請者側期間及び行政側期間それぞれの目標達成状況を明らかにした。また、目標を下回ったものについては、その要因分析を十分に行うとともに、その改善方策も明らかにし、適正な評価を行った。
	医薬基盤研究所	「今後の評価に当たっては、講演会等の参加者数にも着目し、前年度実績を下回っているものや経年的に減少傾向にあるものがみられる場合は、その原因分析やその後の改善を促すような評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、原因分析やその後の改善を促すことができるよう、アンケートの回収、調査結果の分析に努めた。 「今後の評価に当たっては、あらかじめ客観的な指標(数値目標)を設定させた上で、事業の成果をより厳格に評価すべきである。」と指摘されたことを踏まえ、新たな数値目標(新規に助成金を交付して3年を経過した時点において、承認申請に至った品目の割合が3分の1となる)を設け、助成金交付、指導・助言を行った。 「今後の評価に当たっては、業務実績報告書等において納付額や貸付金の回収等に関する経年の進捗状況を明らかにさせた上で、解消計画に係る評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、平成25年3月11日に開催された繰越欠損金に関する計画策定委員会において、繰越欠損金解消の目標時期とともに、繰越欠損金残高、各年度の解消額である当期総利益及び当期総利益の要因となった売上納付額等の経年の推移の状況を明らかにした上で、繰越欠損金の解消計画を評価・策定し、繰越欠損金減少に向けた継続性のある指導・助言を行った。
	年金・健康保険福祉施設整理機構	「今後の評価に当たっては、評価を行う指標や評定の根拠等を明らかにした上で評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、譲渡実績について、単年度実績を明示することなどにより、より明確に根拠等を明らかにして評価を実施するようにした。
	年金積立金管理運用独立行政法人	調査研究について、「今後の評価に当たっては、調査研究による成果やそれが法人業務にどのように活用されたのかを分析した上で、厳格に評価すべきである。」と指摘されたことを踏まえ、平成24年度の業務実績評価シートにおいては、調査研究の成果の法人業務への具体的な活用方法について記載した。
	国立がん研究センター	「今後の評価に当たっては、基礎研究部門と臨床研究部門間での共同研究件数や臨床研究実施件数及び治験の実施件数について、数値目標が法人の業績を測る上で妥当な水準となっているかについて評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、中期計画の数値目標を大幅に上回った場合は次年度以降、年度計画策定時に、適切な数値目標を設定すること。また、設定困難な場合は、その旨を説明するよう法人に要請した。
	国立循環器病研究センター	「今後の評価に当たっては、循環器疾患の解明と医療推進に関する論文のインパクトファクター4.5以上の学術雑誌への掲載について、数値目標が法人の業績を測る上で妥当な水準となっているかについて評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、中期計画の数値目標を大幅に上回った場合は次年度以降、年度計画策定時に、適切な数値目標を設定すること。また、設定困難な場合は、その旨を説明するよう法人に要請した。
	国立国際医療研究センター	「今後の評価に当たっては、国府台地区における精神科救急病棟入院患者のうち重症身体合併症患者の受け入れについて、数値目標が法人の業績を測る上で妥当な水準となっているかについて評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、中期計画の数値目標を大幅に上回った場合は次年度以降、年度計画策定時に、適切な数値目標を設定すること。また、設定困難な場合は、その旨を説明するよう法人に要請した。
	国立長寿医療研究センター	「今後の評価に当たっては、臨床研究実施件数及び治験の実施件数について、数値目標が法人の業績を測る上で妥当な水準となっているかについて評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、中期計画の数値目標を大幅に上回った場合は次年度以降、年度計画策定時に、適切な数値目標を設定すること。また、設定困難な場合は、その旨を説明するよう法人に要請した。
農林水産省	農林水産消費安全技術センター	「今後の評価に当たっては、原因究明や是正処置の内容等を明らかにさせた上で評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、外部機関が主催する技能試験のうち満足な結果が得られなかった試験について、事業報告書に記載された原因究明や是正処置の内容を踏まえて評価を行った。
	種苗管理センター	「今後の評価に当たっては、調査研究評価委員会の評価結果について、調査研究課題の実施への反映状況についても明らかにさせた上で、厳格な評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、調査研究実施規程を改正し、重点調査研究課題については調査研究評価委員会の評価結果の反映状況が明らかになるように翌年度の実施計画書に記述することとした。これを踏まえ、25年度の全ての重点調査研究課題の実施に調査研究評価委員会の評価結果を適切に反映させることにより、調査研究課題の重点化及び透明性の確保を図った。
	家畜改良センター	「飼養管理、飼料生産作業の外部化について、今後の評価に当たっては、業務の外部委託の観点からも評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、外部委託の実施状況を確認した上で評

		<p>価を行った。</p> <p>「家畜の飼養管理の改善における損耗率の低減、受胎率や育成率の向上について、今後の評価に当たっては、設定した目標の具体的な内容等について明らかにさせた上で評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、各牧場の改善目標(種畜名、目標値、実績等)を明らかにした上で評価を行った。</p> <p>「今後の評価に当たっては、取り組み結果、海外技術協力を資する語学力の向上が図られたか否かについても評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、語学検定、語学研修の実施状況に加え、専門家派遣に係るガイドラインの要件を満たす人材の育成数についても評価を行った。</p>
	水産大学校	<p>専攻科の二級海技士免許筆記試験に係る評価について「23年度の評価の結果とその前年度までの評価の結果は相互に矛盾するものとなっており、今後の評価に当たっては、評価の経年的一貫性という観点に留意した評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、第3期中期目標に掲げた合格率80%に対し、目標が達成されているかどうかを主眼とし、当年度評価はそれに基づき評価を行った。</p> <p>また、「今後の評価に当たっては、三級海技士免許等の取得率の向上を促す観点から、厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、取得率100%に達しなかった原因の分析及び取得率向上に向けた今後の取り組みを考慮するよう厳格に評価を行った。</p>
	農業生物資源研究所	<p>放射線育種場の依頼照射について、「今後の評価に当たっては、国民への説明責任を果たすとの観点から、有料化等に向けた本法人の検討状況を十分にフォローアップし、その結果を評価において明らかにすべきである。」と指摘されたことを踏まえ、照射料金の見直し、独立行政法人および国立大学法人からの依頼(国からの依頼を除く)の有料化(平成25年4月より)、規程の改正を評価において明らかにした。</p> <p>行政部局との連携に係る項目について、「今後の評価に当たっては、国民への分かりやすさの観点から、具体的な行政部局の意見の内容及び意見の研究内容等への反映状況を業務実績報告書等において明らかにさせた上で評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、業務実績報告書や評価において行政部局の意見の内容及びその反映状況を明らかにした。</p>
	農業環境技術研究所	<p>自己評価・点検の実施に係る項目について、「今後の評価に当たっては、自己評価・点検の不断の見直しの観点から、本法人における効率化に係る取組を業務実績報告書等において明らかにさせた上で評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、業務実績報告書において、「リサーチプロジェクト(以下「RP」という。)ごとの中間点検について、開催の必要性をRPリーダーの判断に委ねることで自己評価・点検に係るRPの負担を軽減した。」ことを明らかにさせた上で評価を行った。</p> <p>行政部局との連携に係る項目について、「今後の評価に当たっては、国民への分かりやすさの観点から、具体的な行政部局の意見の内容及び意見の研究内容等への反映状況を業務実績報告書等において明らかにさせ、また、最上級の評定を付す場合には、法人の役割や中期計画等を十分勘案した上で、厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、業務実績報告書において「行政部局との連絡会等で出された主な意見と反映状況」を明らかにした上で評価を行った。また、23年度に引き続き、放射能汚染対策など、行政等の要請に応じ専門家を派遣し、技術情報の提供を行っていたが、法人の役割や中期計画等を勘案し、評定をAとした。</p>
経済産業省	新エネルギー・産業技術総合開発機構	<p>「今後の評価に当たっては、運営費交付金債務残高の発生要因を分析した上で厳格な評価を行うとともに、予算管理及び業務運営の改善を促すような評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、事業進捗管理の徹底、期中における適切な予算追加投入を行う等機動性・弾力性を確保したとの改善報告を受け、中期目標期間終了時における運営費交付金債務残比率に対する評価を行った。</p>
	情報処理推進機構	<p>・「今後の評価にあたっては、事業計画に遅れがみられる場合には、運営費交付金債務残高の発生要因を分析した上で評価を行うとともに、運営費交付金執行計画の厳格化と業務運営の改善を促すような評価を行うべきである。」との指摘については、平成24年度は平成23年度末の運営費交付金債務1,796百万円及び平成24年度運営費交付金3,793百万の合計5,590百万円をすべて執行している。なお、第3期については事業計画に遅れがみられる場合には、運営費交付金債務残高の発生要因を分析した上で評価を行う予定。</p> <p>・「今後の評価に当たっては、可能な限り分かりやすい指標及び明瞭かつ客観的な目標の設定並びに事業効果の把握及び算定手法の確立を図るための取組を促すような評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、第三期中期目標(平成25年度～29年度)において、重要業務実績評価指標(KPI)を設定し、当該KPIを中期計画及び年度計画に反映している。</p>
	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	<p>「今後の評価に当たっては、法人の適正な業務運営を確保する観点から、資源国との契約違反等の我が国の国益を損なうものを除き、評価に必要なデータを提供させた上で、本法人のプロジェクト管理が適切に行われているかについて評価を行うべきである」と指摘されたことを踏まえ、経済産業省独立行政法人評価委員会第31回石油天然ガス・金属鉱物資源機構部会を開催し(平成25年5月24日)、機構よりリスクマネー供給におけるプロジェクト管理状況の説明を受け、評価を実施した。</p>

	中小企業基盤整備機構	<p>「経営環境の変化への対応の円滑化について、貴委員会の評価結果をみると、「東日本大震災に対する支援策の充実度は高く、迅速に支援を実施していることは高く評価すべきものである。また、セーフティネットの充実と再生支援の強化について、機構の全国ネットワークを活かし、中期計画目標を大幅に上回る成果を実現したことは非常に高く評価できる」等としてAA評定(法人の実績について、質・量の両面において中期計画を超えて優れたパフォーマンスを実現)としている。しかしながら、評価結果において、以下のような状況がみられた。</p> <p>①中小企業倒産防止共済事業については、目標値と実績値の乖離が大きく、かつ3年にわたり本法人による加入促進が行われているにもかかわらず、目標値を引き上げる等、目標設定の見直しを促す評価が行われていない。</p> <p>②小規模企業共済事業については、平成23年度の目標値が引き上げられ、また、22年度の目標値と実績値の乖離は2倍以内ではあるものの、中小企業倒産防止共済事業同様に、目標設定の見直しを促す評価が行われていない。</p> <p>今後の評価に当たっては、目標設定の見直しを促す評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、両共済制度について、「これまでの加入実績と同水準の加入件数を達成したか。」と評価の視点の見直しを行った。</p>
国土交通省	航海訓練所	<p>「今後の評価に当たっては、国民に対して分かりやすい評価を行う観点から、評定の具体的な理由、根拠等を明らかにして評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、今後、「S」評定を付するにあたっては、単に順調に目標を達成しているのみならず、それ以上に積極的に評価すべき付加的な実績・内容があることを明らかにして厳格に評価することとした。</p> <p>「今後の評価に当たっては、国民に対して分かりやすい評価を行う観点から、評価指標の記載を統一した上で、適確な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、平成24年度計画の妥当性を中期計画と照らし合わせ確認し、中期計画との乖離が見受けられる箇所については、評価指標を中期計画に統一した上で評価することとした。</p> <p>「今後の評価に当たっては、政府方針等も踏まえつつ事実関係を適切に把握し、評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、後は、政府方針等も踏まえつつ事実関係を適切に把握し、厳格に評価することとした。</p>
	海技教育機構	<p>「今後の評価に当たっては、国民に対して分かりやすい評価を行う観点から、評定の理由等を明らかにした上で評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、指摘された「施設・設備の整備」については、今後、整備計画の変更の理由を明らかにし、それを踏まえた整備計画により効果的な業務運営が図られていることを確認した上で、中期計画の実施状況について総合的に評価することとした。</p> <p>「今後の評価に当たっては、運営費交付金債務と欠損金等との相殺状況に着目した洗い出し状況について、適切な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、後は、会計検査院等において取り組むべきとされた事項についても厳格に評価することとした。</p> <p>「今後の評価に当たっては、政府方針等も踏まえつつ事実関係を適切に把握し、評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、後は、政府方針等も踏まえつつ事実関係を適切に把握し、厳格に評価することとした。</p>
	自動車検査	<p>「今後の評価に当たっては、国民の理解に資する観点から、経年的な評価の状況も踏まえつつ、評価に影響を与える事象があった場合には、それを評定の理由等において言及した上で評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、「車両の不具合情報の収集については、リコール事案の影響の大きさを理解し、日々の審査業務を行うことが必要であり、イントラネットへの掲載等を通じてその醸成に努め、その結果、不具合情報の提供件数が増加していること」を評価する等、経年的な状況を踏まえ評価を行っている。</p>
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	<p>「今後の評価に当たっては、国民への説明責任を果たす観点から、本法人における内航海運活性化融資業務に係る手数料の用途を業務実績報告書等で明らかにさせた上で評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、内航海運活性化融資業務に係る手数料の用途について、平成24年度業務実績報告書へ明記した。</p>
	空港周辺整備機構	<p>「今後の評価に当たっては、国民に対して分かりやすい評価を行う観点から、評定の理由等を明らかにした上で評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、後は、国民に対して分かりやすいよう、設定の理由を年度計画の指標との比較を記載することとした。</p>
原子力規制委員会	原子力安全基盤機構	<p>「今後の評価に当たっては、原子力規制委員会による指示に基づき、シミュレーション結果についての総点検が適切に行われているか、また、根本原因を含む原因分析が適切に行われ、再発防止策の実効性が確保されているかについて厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、</p> <p>①総点検の結果、原子力規制庁に提出した計算処理結果について、判明済みのもの以外に誤りがないことを確認した点、</p> <p>②関係者からのインタビューに基づき整理した事実関係から、根本原因を含む原因分析が行われた点、</p> <p>③再発防止対策として、プロジェクトマネジメントの強化、調達管理の充実及びリスクマネジメントの強化について、「外部有識者による品質管理評価委員会」でその実施状況の評価を受けた点に関する報告を受け、評価を行った。</p>

		<p>また、府省評価委員会の審議の場とは別に、委員が機構を訪問し、担当者からその後の説明も含めて確認した上で、評価を行った。</p> <p>「今後の評価に当たっては、本法人が同指摘事項に対して講じた措置等について明らかにするとともに、当該措置等が適切に実施され、契約の妥当性が確保されているかについて厳格な評価を行うべきである。」と指摘されたことを踏まえ、会計検査院の指摘事項に対する機構としての留意すべき点について、全職員に指示、徹底を図るとともに幹部会などの場において、予定価格の積算の適正化について指示を徹底した旨の報告を受け、評価を行った。</p>
法務省	日本司法支援センター	<p>評価指標の妥当性について、「今後の評価に当たっては、年度計画及び同計画の評価指標に中期目標及び中期計画の内容が的確に反映されているかについてもチェックをした上で、より一層厳格な評価を行う必要がある」と指摘されたことを踏まえ、中期目標、中期計画の内容を的確に反映するよう評価指標の見直しを行った。</p>

## 独立行政法人等の業務実績に関する二次評価結果(概要)

### 一 政策評価・独立行政法人評価委員会による「年度意見」一

〔平成24年度における独立行政法人等の業務の実績に関する評価の結果等についての意見〕

独立行政法人の業務実績については、各年度終了後、各府省の独立行政法人評価委員会が評価（＝一次評価）を行っています。

総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会（委員長：岡素之（住友商事（株）相談役）、独立行政法人評価分科会長：宮内忍（公認会計士））は、一次評価の客観的かつ厳正な実施を確保するため、各府省の評価委員会の評価結果について横断的評価（＝二次評価）を行い、各評価委員会に対して必要な意見を通知することとされています。

⇒ 意見の具体例は、P6～P12を参照。

## 1 平成24年度業務実績評価に対する意見(二次評価)について

本意見は、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会が、各府省の独立行政法人評価委員会等から提出された独立行政法人等(※)の平成24年度業務実績評価の結果について、府省横断的な視点から二次評価を実施した結果を意見として通知するもの。

(※) 独立行政法人102法人、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団(助成業務)、国立大学法人及び大学共同利用機関法人

### (1) 二次評価の主な視点(平成21年3月31日委員会決定、22年5月31日改正)

- ① 評価の結果が国民に分かりやすいものとなっているか。効率性・生産性の向上による業績の増進、国民に対するサービスの質の向上を志向した評価が行われているか。
- ② 政府方針等において当該年度に取り組むこととされている事項についての評価が的確に行われているか。
- ③ 業務運営の改善等のため重要な視点と考えられる財務状況、保有資産等の管理運用等、内部統制等に関する評価が適切に行われているか。

### (2) 今年度の二次評価における具体的取組

上記の評価の視点に沿って法人のミッションを踏まえた評価を行うことを基本にしつつ、以下の取組に特に留意して二次評価を実施。

重点事項について、i)重点事項(人材育成業務、検査・試験・評価等業務、内部統制、保有資産、当委員会の指摘)別の観点、ii)実績の把握・分析状況に係る観点、iii)評価の妥当性・明確性に係る観点及びiv)過去の指摘等の反映状況に係る観点に留意した評価の実施状況

## 2 意見の概要

### (1) 府省評価委員会に対する共通意見

#### ア 内部統制の充実・強化

##### ① リスクの把握及び対応

- リスクの把握・対応に関する取組については、全ての府省評価委員会において評価を実施。
- 今後の評価に当たっては、法人のリスク把握の取組について評価するとともに、リスク把握の結果、優先的に対応すべきリスクやこれらのリスクへの対応状況を含めて評価を行うことが望ましい。

##### ② 原子力施設等の安全管理

- 原子力施設等を有する法人については、原子力施設等に関するリスク評価及び保守点検等の安全管理に係る具体的な取組に関する評価を行うことが重要。
- リスクが顕在化した場合の人的及び物的な被害や国民の関心の高さを踏まえ、今後の評価においては、規制当局の評価結果、当該評価結果を踏まえた法人の取組、法人の自主的なリスクマネジメントも含めた安全管理の取組の状況、評定に至った理由を十分に明らかにすることにより一層厳格な評価を行うことが望ましい。

#### イ 成果・効果の明確化

- 人材育成業務の成果・効果を表す指標の設定や成果・効果を明らかにした上での評価が必ずしも十分とはなっていない事例あり。
- 今後の評価に当たっては、成果・効果についての客観的かつ具体的な指標を設定させ、人材育成業務の実績と当該指標に対応した成果・効果の発現状況及びそれらの関連性等を明らかにした上で、より一層厳格な評価が必要。

2

#### ウ 受益者負担の妥当性等

- 人材育成業務及び検査・試験・評価等業務を行っている法人の受益者負担の妥当性・合理性について、受益者負担額やコストとの関連性等を明らかにしないままに評価を行っている事例あり。
- 今後の評価に当たっては、受益者負担額とコスト等について明らかにし、それらの関連性等について検証した上で、受益者負担額の妥当性等について評価を行うことが必要。

#### エ 施設・事務所等別の評価

- 人材育成業務及び検査・試験・評価等業務を複数の施設・事務所等において行っている法人について、施設・事務所等別の実績の明確化及び評価が必ずしも十分とはなっていない事例あり。
- 今後の評価に当たっては、複数の施設・事務所等において当該業務が実施されているか否かを明らかにした上で、施設・事務所等ごとの実績を明らかにし、それぞれ個別に評価を行うことが必要。

#### オ 利便性向上に向けた取組

- 検査・試験・評価等業務を行っている法人の利用者の利便性の向上に向けた取組の成果・効果を明らかにしないままに評価が行われている事例あり。
- 今後の評価に当たっては、利便性の向上を客観的に表す指標を設定させ、利便性向上に向けた取組実績とそれにより得られた成果・効果との関連性等を明らかにした上で評価を行うことが必要。

3

## カ 保有資産の見直し

- 「独立行政法人の職員宿舎の見直しに関する実施計画」（平成24年12月14日行政改革担当大臣決定。以下「実施計画」という。）等において、宿舎の廃止等の見直しが求められているが、それらの実施状況を明らかにしないままに評価を行っている事例あり。
- 今後の評価に当たっては、見直しの実施状況を明らかにし、見直し内容の妥当性等について評価を行うことが必要。
- 実施計画において見直しが求められている宿舎以外の宿舎等についても、自主的に保有の妥当性等についての評価を行うことが望ましい。

## キ 運営費交付金債務の評価

- 平成23年度以前に交付された運営費交付金について、24年度末時点における未執行額についての評価はほとんど行われていない。
- 今後の評価に当たっては、運営費交付金債務残高のうち、評価対象年度だけでなく、過去の年度に交付された分についても、未執行となっている理由及び資金の保有の必要性について評価を行うことが必要。

4

### (2) 府省評価委員会に対する個別意見等

(合計14事項について指摘)

① 過去に指摘等を行った事項の取組状況に係る評価に不十分な点があるため、的確な評価を行うべき。

- ✓ 国際協力機構（外務省評価委員会）
- ✓ 中小企業基盤整備機構（経済産業省評価委員会）
- ✓ 鉄道建設・運輸施設整備支援機構（国土交通省評価委員会） など4法人（5事項）

② 評価結果について、評定や評価の理由・根拠等についての説明が不明確・不十分等であるため、分かりやすい評価を行うべき。

- ✓ 文部科学省所管法人共通（文部科学省評価委員会）
- ✓ 医薬基盤研究所（厚生労働省評価委員会）
- ✓ 種苗管理センター（農林水産省評価委員会）
- ✓ 自動車検査（国土交通省評価委員会） など9法人等（9事項）

5